

広島市市営住宅 入居者募集案内



定期公募

○募集スケジュール

募集月	募集住宅一覧※ の配布開始日	受 付 期 間 (郵送：最終日消印有効)
令和7年5月	5月1日(木)	5月7日(水)～9日(金) ※電子申請・郵送は5月1日(木)～
令和7年8月	8月1日(金)	8月5日(火)～8日(金) ※電子申請・郵送は8月1日(金)～
令和7年11月	11月4日(火)	11月10日(月)～12日(水) ※電子申請・郵送は11月4日(火)～
令和8年2月	2月2日(月)	2月9日(月)～12日(木) ※電子申請・郵送は2月2日(月)～

「募集住宅一覧」の配布場所

区役所建築課、出張所、市役所サービス・コーナー、広島県庁1階受付コーナー、広島市ホームページ

○申込方法

「募集住宅一覧」の中から希望する住宅1つを選び、所定の申込書に記入の上、**電子申請、郵送又は区役所建築課へ持参**のいずれかの方法により申込みをしてください。

○申込先

★**電子申請**の場合：広島市ホームページ

<https://www.city.hiroshima.lg.jp/living/sumai/1021352/1026348/1030589.html>

募集月の初日から受付期間終了日まで申込みできます。

※募集月の初日が土曜日・日曜日及び祝・休日の場合は、直後の平日から申込みが可能となります。

★**郵送**の場合：各区役所建築課

※受付期間最終日までの消印有効です。

(各募集月の指定の日までに、区役所建築課へ届いたものに限りです。)

★**持参**の場合：区役所建築課(全ての区役所で受付可)

※受付期間の開庁日午前9時から午後5時まで



常時公募

上記の時期以外にも、募集を行っています。その場合、**申込方法は、電子申請又は申込住宅の所在する区の区役所建築課への持参(郵送は不可)**など、定期公募とは異なる点がありますので、詳しくは、29～32ページをご覧ください。

★ **募集住宅の有無については、広島市ホームページをご覧ください。か、各区役所建築課にお問い合わせください。**

※巻末に、市営住宅の所在地一覧があります。住宅の住所確認にご活用ください。

電子申請のご案内

令和3年2月から、電子申請で、定期公募と常時公募の募集住宅への申込みができるようになりました。
市営住宅への申込みは便利な電子申請をぜひご利用ください！

1 電子申請ができる公募

定期公募（単独申込・基町アパート複数申込み）（5月・8月・11月・2月）

常時公募（公営住宅・特賃住宅）

2 申込方法

広島市ホームページから電子申請画面にアクセスして必要事項を入力してください。

定期公募の電子申請

URL：<https://www.city.hiroshima.lg.jp/living/sumai/1021352/1026348/1030589.html>



常時公募の電子申請

URL：<https://www.city.hiroshima.lg.jp/living/sumai/1021352/1026348/1030593.html>



3 申込期間

募集開始月の初日から終了日まで

※募集月の初日が土曜日・日曜日及び祝・休日の場合は、直後の平日から申込みが可能となります。

4 申込時間

24時間（ただし、申込期間の初日は午前8時30分から。また、システムメンテナンスの時間は除きます。）

5 注意事項

その他の申込みと併用して利用することはできません。

（例）同じ募集月の定期公募で、郵送による申込みとの併用

同じ募集月の定期公募で、単独申込と基町アパート複数申込みの併用

定期公募と常時公募への申込みの併用

広島市公式LINEアカウントのご案内

令和3年3月に広島市公式LINEアカウントが開設されました。

友達登録することで、市営住宅についてのお知らせが届きますので、ぜひ友達登録をお願いします！

広島市公式LINEの友達登録は、右の二次元コードから行うことができます。



目 次

はじめに	1
1 定期公募	4
●申込みから入居までの流れ(定期公募)	5
●申込資格	7
●収入基準	11
●月額収入の計算例	13
●家賃について	19
●抽選時の優遇	20
●特定目的世帯、特定目的単身者	22
●二次審査	24
●収入証明書類について	26
●入居手続き・入居説明会	28
2 常時公募	29
●常時公募について	30
●申込みから入居までの流れ(常時公募)	32
3 申込みの際に必要な書類	33
●申込用封筒、申込受付票(郵便はがき)の記入例(定期公募のみ)	34
●応募者番号について(定期公募のみ)	35
●申込書の記入例	36
●市営住宅募集登録申込書(定期・常時公募共通)	37
＜参考＞	
市営住宅の所在地一覧表	38
募集住宅一覧について	42

【ホームページへの掲載について】

定期公募及び常時公募で募集する住宅を掲載した「募集住宅一覧」は、受付期間の最終日まで、広島市役所のホームページにも掲載しています。

くらし・手続き➡住まい (<https://www.city.hiroshima.lg.jp/living/sumai>) ➡市営住宅・店舗➡入居者募集



はじめに

市営住宅は、住宅に困っている低所得者の方々のために建設された住宅であり、市民全体の財産でもあります。

このため、市営住宅への入居については、民間住宅とは異なり、公営住宅法や広島市市営住宅等条例などにより、収入基準などの資格要件をはじめ、様々な規定が設けられています。

この「入居者募集案内」をよくお読みになった上で、申込みをしてください。

◆申込みにあたっての注意事項

- 1 申込資格に関する基準日は、定期公募の場合、「受付期間の最終日」現在（成人の基準日は、入居日（条件成就期限））とします。
- 2 提出のあった書類等について、写しを取る場合があります。また、審査に使用した書類等は、一切お返しいたしません。
- 3 申込資格の審査にあたっては、必要に応じて関係官庁や勤務先などへ調査確認をすることがあります。
- 4 申込みは、1世帯につき1通に限ります。同一人を重複しての申込みはできません。
次のような場合、すべての申込みを無効とします。
 - ① 1世帯で2通以上の申込みをした場合
 - ② 同一人の氏名が2通以上の申込書に記載されていた場合
- 5 友人等の寄合世帯など親族以外の者を同居者とした申込みはできません。
また、次のような家族を分離しての申込みもできません。
 - ① 夫婦（内縁関係も含む。）、パートナー（※）を分離する申込み。ただし、離婚調停中など申込みが可能な場合もあります。
※「広島市パートナーシップ宣誓の取扱いに関する要綱」に基づく「パートナーシップ宣誓書受領証」の交付を受けた方、本市が協定を締結している自治体からの転入者で、継続使用の手続きをされた方
 - ② 結婚、就職等の合理的な理由なく現に同居している親族を分離する申込み。
- 6 定期公募と常時公募を重複して申し込むことはできません。定期公募の補欠者が常時公募に申込みをされる場合は、補欠を辞退する必要があります。
また、定期公募又は常時公募と重複して、特賃住宅に申し込むこともできません。
- 7 申込内容に不備がある場合、電話により確認させていただくことがありますので、申込書の「連絡先」欄には、必ず連絡がとれる電話番号を記入してください。
また、不備の内容によっては、返却して修正をお願いする場合があります。修正により申込みが可能な場合は、不備箇所を修正の上、指定期間内に、指定された場所へ直接ご持参ください（郵送は受け付けません。）。
※電子申請の場合は、返却された申込データを修正の上、再度申込みをしてください。
※なお、指定期間内に修正がされない場合は、申込を辞退したものとして取り扱います。

- 8 次のような場合、申込みを無効とします。また、入居候補者に決定された後でも失格となります。なお、定期公募の場合、失格になると、それまでの申込回数は0回になります。
- ① 申込資格がないとき。また、申込みから入居手続きまでの間に申込資格をなくしたとき。
 - ② 申込書に不正の記載があったとき。
 - ③ 申込書に申込住宅などの必要事項を記載していないとき。
 - ④ 重複して申込みをしたとき。
 - ⑤ 特定目的世帯・特定目的単身者の条件を満たさないのに、特定目的世帯・特定目的単身者として申込みをしたとき。
 - ⑥ 二次審査、入居手続き・入居説明会に無断で欠席したとき。
 - ⑦ 二次審査、入居手続きに必要な書類を指定期限までに提出しないとき。
 - ⑧ この募集案内P37の申込書以外で申込みをしたとき。
- 9 定期公募又は常時公募で、入居候補者（補欠者が繰上げで入居候補者となる場合も含む。）となった時点で、定期公募でのそれまでの申込回数は0回になります。また、入居を辞退された場合でも、同様に申込回数は0回になります。
- 10 原則、事前に部屋をご覧いただくことはできません。部屋をご覧いただけるのは鍵渡し後（入居手続き完了後）となります。なお、区役所建築課又は以下のホームページより、一部の住宅について、外観及び室内の写真を閲覧できますのでご利用ください。
- 広島市市営住宅マップ
<https://www.midori-gr.com/hiroshima-shiei/info/map.html>
- 
- 11 郵送による申込書の着否については、「申込受付票（郵便はがき）」（所定の金額分の切手を貼っているものに限る。）に受付印を押印した上で返送しますので、そちらで確認してください。電話での確認にはお答えできません。
- 12 申込を辞退される場合には、申込をされた区役所建築課の窓口で必ず手続きをしてください。

◆申込後の注意事項

- 1 申込後の家族の増減変更は、出生・死亡以外は認めません。入居時に1人になったとき（「小家族及び単身者向け住宅」又は「家族向け住宅（単身者入居可）」に申し込まれた場合で、単身入居資格（8ページ）を満たしているときは除く。）又は申込者本人が入居しなくなったとき（死亡を含む。）は入居できません。
- 2 申込後に連絡先（住所、勤務先等）の変更があった場合には、申込みをされた区役所建築課に必ず連絡してください。

◆入居にあたっての注意事項

- 1 入居手続きの際には、緊急連絡人及び敷金（当初家賃の3か月分）が必要です。
- 2 入居後には、家賃とは別に共益費などの経費を負担していただくことになります。
例：廊下灯、階段灯、エレベーターなどの電気料金、浄化槽の消毒及び清掃に要する費用など

- 3 新築住宅を除き、募集する住宅は、前入居者が退去した住宅を生活上支障のないよう部分的に補修し、入居していただくものです。住宅ごとの傷みの程度により修繕の内容が異なりますので、ご承知おきください。
- 4 住宅には、原則、網戸・カーテンレールが付いていません。設置費用及び退去時の撤去費用は入居者の負担となります。
- 5 市営住宅は、建設年度において当時の生活様式を勘案して設計されています。したがって、電気容量が小さい等、電気製品の使用で不都合が生じる場合がありますが、あらかじめご了承ください。
- 6 入居後の住宅内の修繕について、修繕箇所によって入居者自身で費用を負担していただく場合があります。詳しくは、入居手続きの際にお渡しする「住まいのしおり」をご覧ください。
- 7 他の入居者の迷惑になりますので、市営住宅では、犬・猫などのペットを飼うこと（預かることを含む）はできません。また、敷地内での野良猫やハトなどへの餌付けはご遠慮ください。
※法律により、身体障害者補助犬（盲導犬、介助犬、聴導犬）を使用することは認められています。
- 8 市営住宅内での営業行為は禁止しています。
- 9 住宅によって駐車場がない場合があります。また、駐車場があっても空き区画がない場合もあります。駐車場の空き状況については、申込住宅の所在する区の区役所建築課へお問い合わせください。
- 10 退去される際には、入居者の負担において冷暖房機等自ら設置した家具等の撤去、畳の表替え及びふすまの張替え等の原状回復を行っていただく必要があります。
- 11 現在、市営住宅にお住まいの方は、新たに市営住宅に入居する際、現在お住まいの市営住宅を原状回復の上、返還していただくことが条件となります（返還に係る完了検査に合格しない場合は、新たな市営住宅の入居許可を取消すことがあります。）。

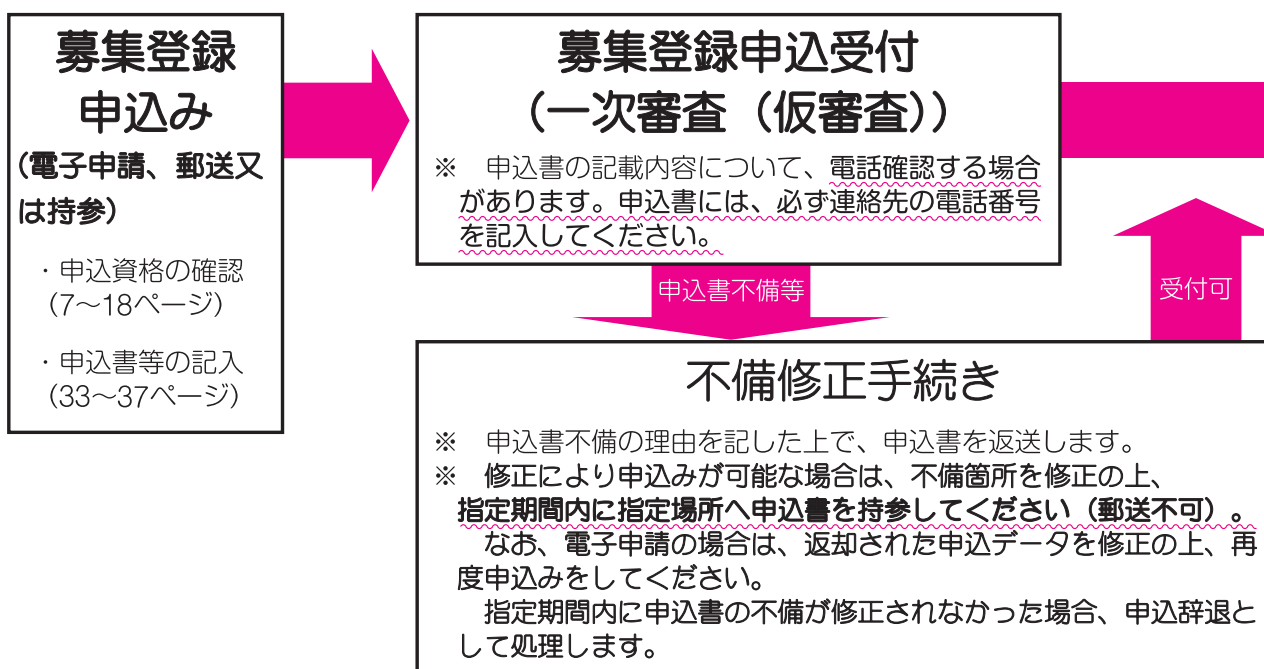


1 定期公募

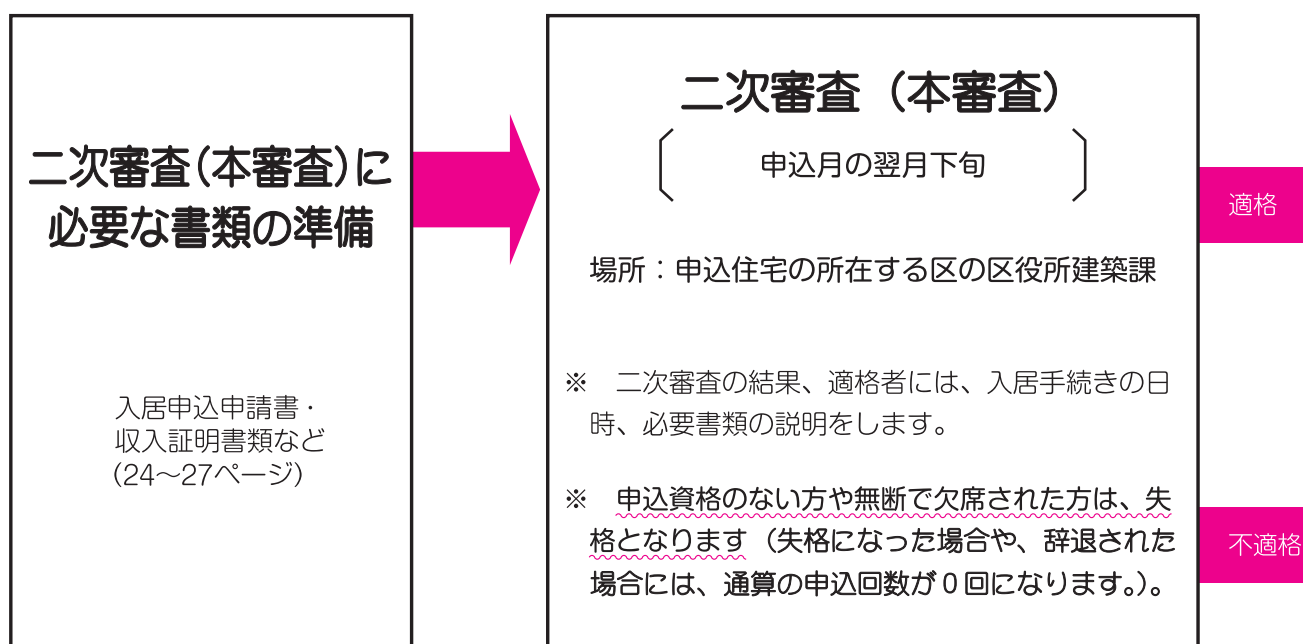
年4回(5月、8月、11月、2月)

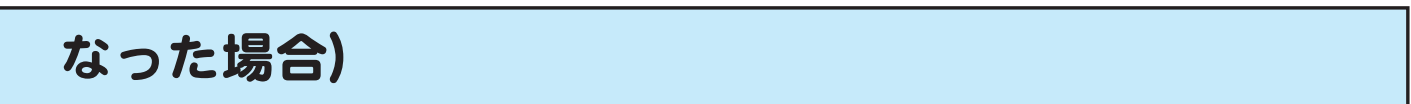
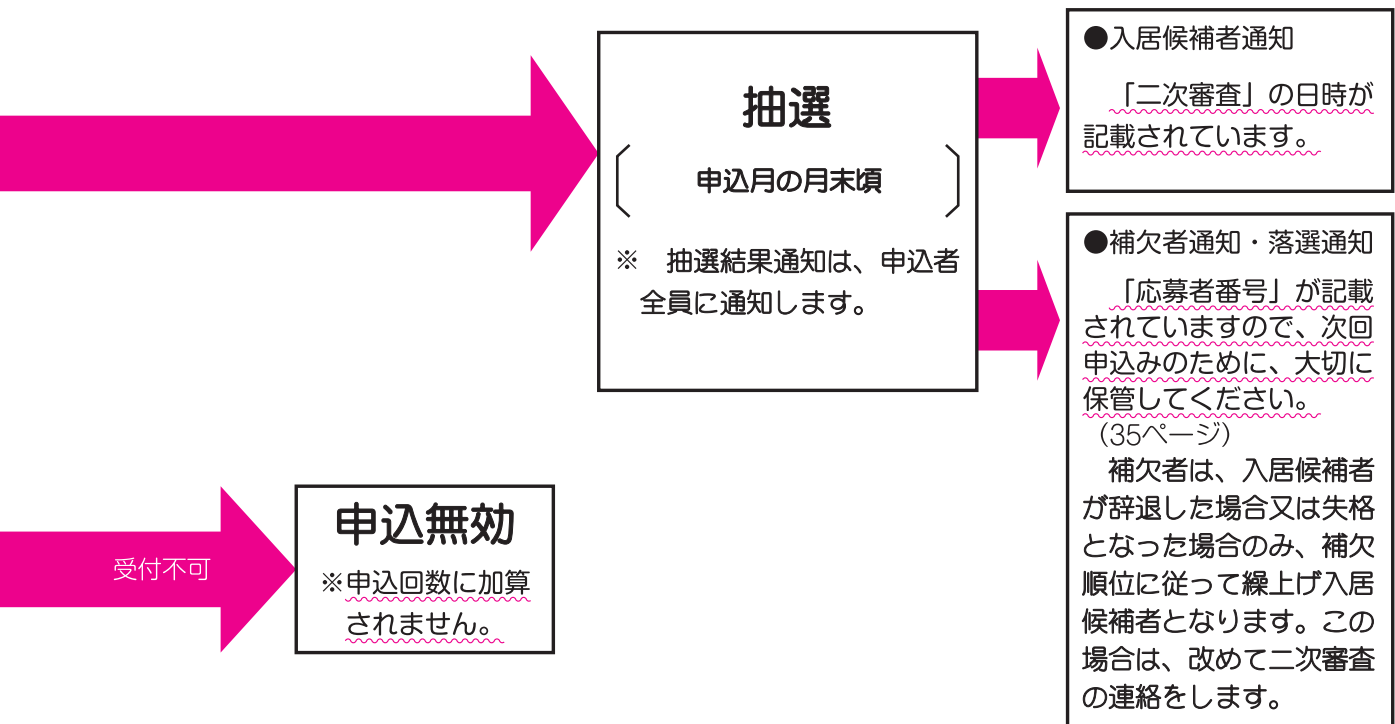
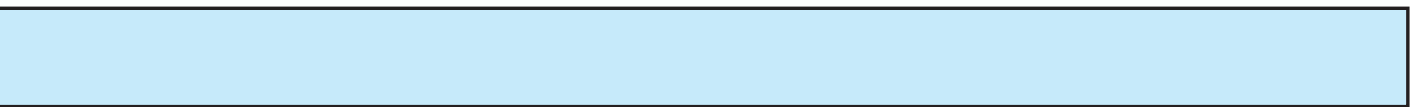
申込みから入居までの流れ（定期公募）

1 申込み（一次審査（仮審査））から抽選まで

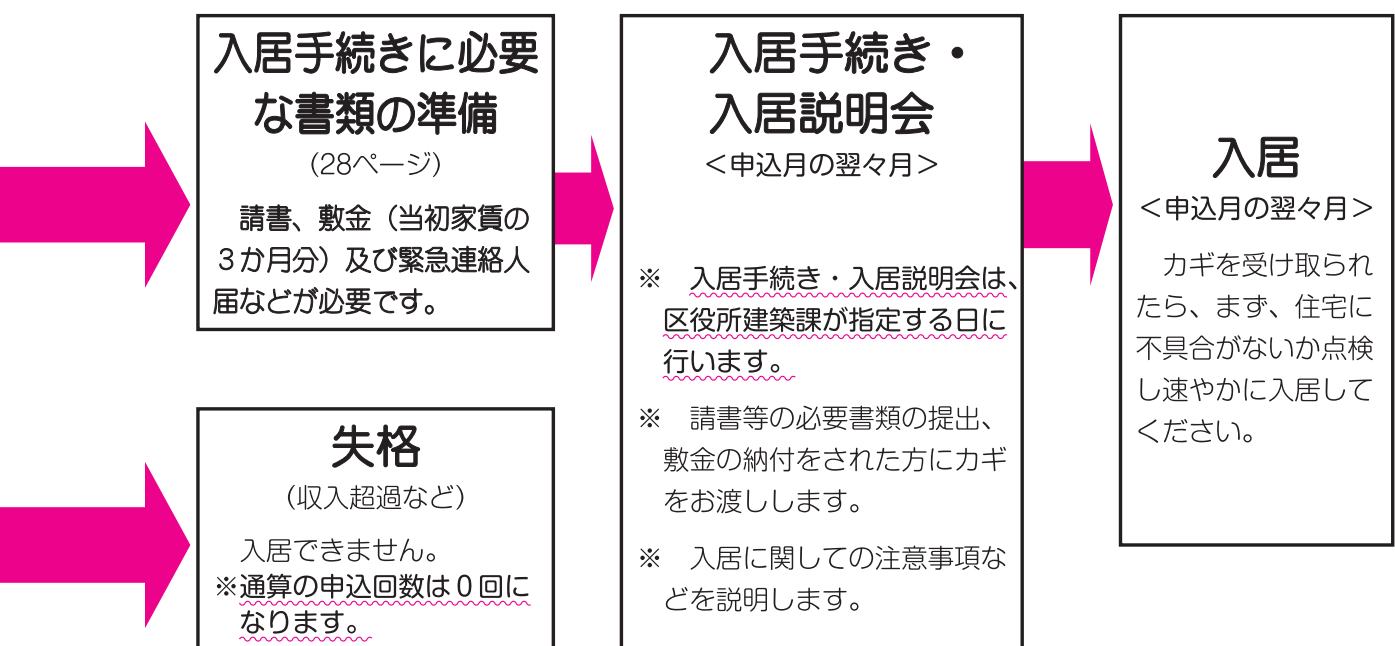


2 二次審査（本審査）から入居まで（入居候補者と





なった場合)



申込資格 その1

★ 申込資格に関する基準日は、
「受付期間の最終日」現在です。
(成人の基準日は、入居日(条件成就期限))

共通の資格

申込みをされる方は、次の①～⑦の全部にあてはまる必要があります。

- ① 申込者本人が成人であること。
 - ② 申込者本人が広島市内に住所(※)又は勤務場所を有すること。
※ 広島市内に住民登録があり、現に広島市内に居住していること。
(DV被害者は、別途定めがありますのでご相談ください。)
 - ③ 入居しようとする家族全員の収入の合計が一定基準内(11、12ページ)であること。
 - ④ 申込者本人が市町村民税を滞納していないこと。
 - ⑤ 入居しようとする家族全員が市営住宅の家賃、市営店舗及び市営住宅等附設駐車場の使用料等を滞納していないこと。
 - ⑥ 入居しようとする家族全員が暴力団員(※)でないこと。
※ 「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第2条第6号に規定する暴力団員をいいます。
 - ⑦ 現在、住宅に困っていること。
※ 原則として、持ち家のある方(同居しようとする親族に持ち家のある方がいる場合も含む。)は申込みできません。ただし、持ち家を売却予定、競売予定又は除却予定で、期限(10ページ【表2】)までに持ち家の引渡しなどが確認できる場合は、申込みできます。(確認書類については、25ページ参照)
また、広島広域都市圏外に持ち家がある場合又は土砂災害特別警戒区域指定前から区域内に持ち家がある場合は、申込みができる場合がありますので、ご相談ください。
- ◎ 福島復興再生特別措置法により居住を制限されている方、子ども・被災者支援法に基づく支援対象避難者は、資格の一部が異なりますので、お問い合わせください。
- ◎ 災害により住宅を失った方、又は公共事業で移転をしなければならなくなった方は申込資格が緩和される場合があります。詳しくは各区役所建築課へお問い合わせください。



家族(2人以上)で申込みをされる方

- ◎ 現に同居し、又は同居しようとする親族がいること。
原則として、夫婦(内縁関係※1及び婚約中※2を含む。)、パートナー又は親子を主体とした家族であること。
- ※1 内縁関係にある方との申込みもできます(基準日において住民票の写しに「未届の夫」又は「未届の妻」と記載され、それぞれ戸籍上の配偶者がいない場合に限りです。)
- ※2 婚約中である方も申込みできますが、期限(10ページ【表2】)までに婚姻の届出を行わなければ入居できません。また、申込後に婚約者が変わったときは失格となります。
- ◎ 夫婦(内縁関係を含む。)、パートナーを分離しての申込みはできません。
ただし、離婚調停中の方や、公的機関等により、ひとり親世帯又はDV被害者と認定されている方は申込みをすることができます。(詳しくは、10ページ参照)

【表1】

次の条件にあてはまる方は**単身(1人)**で申込みをすることができます。

次の①～⑪のいずれかにあてはまり、戸籍上の配偶者がいないこと（⑩を除く。）が必要です。

区 分	二次審査時の必要書類
① 60歳以上の方	
② 身体障害者手帳(1級から4級まで)の交付を受けている方	身体障害者手帳
③ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方	精神障害者保健福祉手帳
④ 療育手帳の交付を受けている方	療育手帳
⑤ 戦傷病者手帳(恩給法別表第1号表の2の特別項症から第6項症まで又は同法別表第1号表の3の第1款症)の交付を受けている方	戦傷病者手帳
⑥ 「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律」による医療特別手当又は特別手当を受給している方	・ 医療特別手当証書 ・ 特別手当証書
⑦ 生活保護法による保護又は中国残留邦人等に対する支援給付を受けている方	・ 生活保護受給証明書 ・ 支援給付証明書又は本人確認証(写し)
⑧ 海外からの引揚者で、引揚後5年を経過していない方	永住帰国者証明書
⑨ 平成8年3月31日までにハンセン病療養所に入所していた方	ハンセン病療養所入所者証明書
⑩ DV被害者で次のいずれかに該当する方 ・ 女性相談支援センター(当該施設から委託を受けた施設を含む。)における一時保護又は女性自立支援施設若しくは母子生活支援施設における保護終了後5年を経過していない方 ・ 裁判所へ保護命令(接近禁止命令、退去等命令)を申し立てた方で、その保護命令の効力発生日から5年を経過していない方 ・ 配偶者からの暴力を受けていることにつき女性相談支援センター長等から証明を受けた方	・ 女性相談支援センター長の証明書 ・ 地方裁判所の保護命令決定書 ・ 公営住宅への入居等に関する配偶者暴力被害者申出受理確認書
⑪ 犯罪等により従前の住宅に居住することが困難となったことが明らかであり、次のいずれかに該当することが客観的に証明される犯罪被害者等 ・ 犯罪により収入が減少し生計維持が困難となった者 (例) ◎殺人、過失致死、業務上過失致死等により勤労者が亡くなった場合 ◎身体を害されたため転職等を余儀なくされた場合 ◎虚偽の風説の流布により廃業に追い込まれた場合 ・ 現在居住している住宅又はその付近において犯罪等が行われたために当該住宅に居住し続けることが困難となった者 イ 犯罪により住宅が滅失又は著しく損壊したために居住することができなくなった者 (例) ◎放火、器物損壊等により住宅が滅失し居住の用をなさなくなった場合 □ 住宅を客体とする犯罪により居住することができなくなった者 (例) ◎詐欺等により住宅が奪われた場合 ハ 犯罪により精神的な後遺症が生じ医学的に居住することができなくなった者 (例) ◎凄惨な殺害現場の目撃や性犯罪等によりいわゆるPTSDとなった場合 ニ ストーカー行為により居住することができなくなった者又はつきまとい等若しくは位置情報無承諾取得等により、身の安全、住居等の平穏若しくは名誉が害され、若しくは行動の自由が著しく害される不安を覚えさせる行為により居住することができなくなった者	・ 犯罪被害等申告書(本市所定様式) ・ 条件に該当することが確認できる書類(医師の診断書、交通事故証明書、罹災証明書など) ※ 本市から犯罪等の被害状況等について警察に照会を行います。
※ 夫婦(内縁関係を含む。)、パートナーを分離しての申込みはできません。 ただし、離婚調停中の方や、公的機関によりDV被害者と認定されている方は申込みをすることができます。	

申込資格 その2

- ◆ 「車いす常用者向け住宅」、「身体障害者向け住宅」又は「高齢者向け住宅」に申込みをするには、7、8ページの申込資格に加えて、次の要件にあてはまる必要があります。その他、入居者を限定した住宅の公募を行う場合の申込資格については、公募の際にお配りする「募集住宅一覧」でご確認ください。（なお、「家族向け」、「小家族及び単身者向け」、「単身者向け」、「大家族向け」の区分は、一般の市営住宅と同じです。【42ページ参照】）

■ 車いす常用者向け住宅（家族向け、小家族及び単身者向け、単身者向け）

入居する世帯員のいずれかが、車いすを常時使用し、かつ、下肢障害、体幹機能障害又は移動機能障害により、次の①又は②に該当する方であること。

- ① 身体障害者手帳（1級から4級まで）の交付を受けている方又は身体障害により障害基礎年金（1級、2級）又は障害厚生年金（1級、2級）を受給している方
 - ② 戦傷病者手帳（特別項症から第6項症まで又は第1款症）の交付を受けている方
- ※ 住宅を整備した時期により、浴室等の仕様が旧タイプ（掘り込み型浴槽）の場合があります。

■ 身体障害者向け住宅（家族向け）※戸坂大須住宅（東区）のみ

入居する世帯員のいずれかが、下肢障害、体幹機能障害又は移動機能障害により、上記の「車いす常用者向け住宅」の①又は②の条件に該当する方であること。

■ 高齢者向け住宅（小家族及び単身者向け、単身者向け）※江波沖住宅（中区）・吉島住宅（中区）・京橋住宅（南区）

- 次の①及び②の両方に該当すること。
- ① 次のア～エのいずれかに該当する世帯
 - ア. 少なくとも一方が60歳以上の夫婦（内縁関係を含む）のみからなる世帯
 - イ. 少なくとも一方が60歳以上のパートナーのみからなる世帯
 - ウ. 60歳以上の親族のみからなる世帯
 - エ. 60歳以上の単身世帯
 - ② 独立して生活するには不安があるが、自炊が可能な程度の健康状態であること。

【注意事項】

- ◎ この住宅では、生活援助員が生活上の相談や安否の確認を行います。
- ◎ 住戸内には、安否通報機器と緊急通報機器を設置しており、安否の情報や緊急事態を生活援助員に知らせることができます。
- ◎ 緊急時に入室するため、入居の際には住宅の鍵をお預かりします。
- ◎ 広島市生活援助員派遣事業の利用料が必要となります（次表のとおり）。生活援助員等の利用がない場合でも、毎月利用料を納めていただきます。

利用者世帯の階層区分	利用料／月
生活保護法による被保護世帯及び支援給付受給世帯	0円
生計中心者の市民税が非課税の世帯	0円
生計中心者の市民税所得割額が8,000円以下の世帯	1,500円
生計中心者の市民税所得割額が8,000円超21,000円以下の世帯	2,600円
生計中心者の市民税所得割額が21,000円超27,000円以下の世帯	3,800円
生計中心者の市民税所得割額が27,000円超の世帯	4,900円

※利用料は毎年変わることがあります。

※平成30年4月の税制改正により、同年6月以降の市民税所得割の税率は8％となりましたが、当該利用料については従前どおりの税率（6％）を用いて算定を行います。

■ 若年及び子育て世帯向け住宅（家族向け、小家族及び単身者向け、大家族向け）

次の①及び②のいずれかに該当すること。

- ① 夫婦（内縁関係を含む）、パートナーの満年齢の合計が80歳未満の世帯、又は、親の満年齢が40歳未満の母子・父子世帯
 - ② 同居予定者に18歳未満のこどもがいる世帯
- ※現在、広島市内の市営住宅や県営住宅に入居している方（同居予定者を含む）を含めた申込みはできません。

《注意事項》

1 夫婦（内縁関係を含む。）、パートナーを分離しての申込みはできません。

ただし、次の場合は、申込みをすることができます。

- ① 裁判所に調停を申し立て、離婚調停を行っている場合。ただし、期限（下記【表2】）までに離婚の届出を行わなければ、入居できません。（二次審査時の必要書類等については、25ページ）
- ② 公的機関等により、ひとり親世帯又はDV被害者と認定されている場合。
（二次審査時の必要書類については、22ページを参考にしてください）

2 結婚、就職等の合理的な理由なく現に同居している親族を分離した申込みはできません。

3 条件付きでの申込み（婚姻予定、持ち家売却予定、離婚調停中、退職予定）について

下表に掲げる期限（「条件成就期限」）までに当該条件が整う必要があります。

【表2】

募集月	条件成就期限
令和7年5月	令和7年7月31日（木）
令和7年8月	令和7年10月31日（金）
令和7年11月	令和8年2月2日（月）
令和8年2月	令和8年4月30日（木）

※ 二次審査時の必要書類等については、25ページ

4 車いす乗用者向け住宅・身体障害者向け住宅について

入居後、当該障害者が居住しなくなった場合は、一般の市営住宅に移転していただきます（移転に伴う費用は、市が市の基準により負担します。）。

5 身体障害者補助犬（盲導犬、介助犬、聴導犬）と同伴で入居される場合について

二次審査時に届出が必要になりますので、入居候補者になられた場合は、区役所建築課にお知らせください。

6 申込みができる住宅は、入居人数に応じて、次のとおりです。

区 分	入居人数	募集住宅一覧表の区分
家 族	2～3人	「家族向け」、「家族向け(単身者入居可)」又は「小家族及び単身者向け」
	4人以上	「家族向け」、「家族向け(単身者入居可)」又は「大家族向け」
単 身		「単身者向け」、「小家族及び単身者向け」又は「家族向け(単身者入居可)」

収入基準

市営住宅の入居申込みには、月額収入が一定基準内であることが必要です。

「月額収入」とは、年間総所得（入居しようとする家族全員の1年分の所得の合計）一般控除、特別控除及び基礎控除（17ページ）の控除額の合計を差し引いた後の金額を、12で割った金額です。これは、国の定めたきまりに基づいて算出するものであり、一般に言われる「手取り」などとは異なります。

月額収入の計算のしかたについては、13ページから18ページまでをご覧ください。

なお、2種類以上の所得がある方は、各区役所建築課へお問い合わせください。

$$\text{月額収入} = \{ \text{年間総所得} - (\text{一般控除} + \text{特別控除} + \text{基礎控除}) \} \div 12$$

（円未満切り捨て）

<一般世帯（裁量階層世帯【右ページ】以外）>

公営住宅	月額収入 158,000 円以下
改良住宅	月額収入 114,000 円以下

★ 募集する住宅は、公営住宅と改良住宅の2種類があり、収入基準が違いますので、よく確認の上、申込みをしてください。

※ 改良住宅とは、住宅密集地域の住宅改良を行うために、住宅地区改良法等に基づき建設された住宅で、国の定める収入基準は公営住宅より低くなっています。

〈収入の種類〉

収入計算の対象となる収入	収入計算の対象とならない収入
・ 国民年金、厚生年金、恩給等（ただし、遺族年金、障害年金は対象外） ・ 給与、賞与、残業その他の手当（アルバイト、パート等の収入も含む。） ・ 事業による所得（生命保険の外交員等の報酬も含む。） ・ 日雇い等による所得 ・ その他、利子・配当・個人年金など継続的な収入で課税対象になるもの	・ 遺族年金・遺族基礎年金、障害年金・障害基礎年金、老齢福祉年金など（ただし、課税対象となる公的年金等は除く。） ・ 児童手当、児童扶養手当 ・ 生活保護法による扶助費 ・ 中国残留邦人等に対する支援給付 ・ 原爆被爆者諸手当 ・ 雇用保険金、労災保険金、休業補償 ・ 仕送り ・ 給与所得者の一定額までの通勤手当 ・ 退職所得、譲渡所得などの一時的な所得 ・ 期限（10ページ【表2】）までに勤務先を退職することが確実な方のその勤務先からの収入 ・ 年金生活者支援給付金 ・ 株式譲渡益

次に掲げる世帯（一般世帯との混同を避けるため「裁量階層世帯」と呼ばれています。）については、特に居住の安定を図る必要があると考えられるため、月額収入の基準が緩和されます。

〈裁量階層世帯の条件〉

【表 3】

条 件（年齢等は、基準日【受付期間の最終日】現在）	二次審査時の必要書類
申込者が60歳以上で、同居予定者のいずれかが60歳以上又は18歳未満の方からなる世帯（申込者が60歳以上で、単身の場合を含みます。）	・住民票の写し
身体障害者手帳（1級から4級まで）の交付を受けている方がいる世帯	・身体障害者手帳
精神障害者保健福祉手帳（1級、2級）の交付を受けている方がいる世帯	・精神障害者保健福祉手帳
療育手帳（④、A、⑤）の交付を受けている方がいる世帯	・療育手帳
戦傷病者手帳（特別項症から第6項症まで又は第1款症）の交付を受けている方がいる世帯	・戦傷病者手帳
障害基礎年金（1級、2級）又は障害厚生年金（1級、2級）を受給している方がいる世帯	・障害基礎年金証書 ・障害厚生年金証書
原爆被爆者の医療特別手当又は特別手当を受けている方がいる世帯	・医療特別手当証書 ・特別手当証書
海外からの引揚者で引揚後5年を経過していない方がいる世帯	・永住帰国者証明書
平成8年3月31日までにハンセン病療養所に入所していた方がいる世帯	・ハンセン病療養所入所者証明書
同居予定者に小学校就学前のこどもがいる世帯	

＜裁量階層世帯に該当する場合＞

公営住宅	月額収入 214,000 円以下
改良住宅	月額収入 139,000 円以下

まず、所得の種類を確かめましょう。

給与所得とは	公的年金等とは	事業所得等とは
給料、賃金、賞与などの所得です。 例えば、会社員、店員、日雇労働者、パート、事業専従者などの所得をいいます。	厚生年金、国民年金、恩給、企業年金などの所得です。 例えば、老齢厚生年金、老齢基礎年金をいいます。	事業所得、利子所得、配当所得、不動産所得などの所得です。 例えば、自営業、外交員などの所得をいいます。
		
13、14ページへ	15ページへ	16ページへ

税制改正に伴い、給与所得者の年間総所得の算出方法が変更になりました。

月 額 収 入 の 計 算 例

1 給与所得のみの場合 (会社員・店員・日雇い・パート・アルバイト等)

手順1: 年間総所得の算出

次により年間総所得を確認してください。

(1) 年間総収入の計算

年間総収入は、賞与、手当などを含めた税込みの金額です。勤務開始時期にあわせて該当する欄をみて計算してください。

勤務開始時期	年間総収入の計算式
① 現在の勤務先に令和7年1月1日以前から採用されている方	令和7年中の年間総収入金額 (源泉徴収票の「支払金額」の欄) 【下図参照】
② 現在の勤務先に令和7年1月2日以降に採用され、現在まで1年以上勤務している方	採用月の翌月から1年間の総収入金額
③ 現在の勤務先に採用されてから、まだ1年にならない方	採用月の翌月から申込月の前月までの総収入金額をもとに、次の式により計算した年間総収入 (推定額) $\frac{\text{総収入金額} - \text{賞与}}{\text{採用月の翌月から申込月の前月までの月数}} \times 12 + \text{賞与}$
④ 現在の勤務先に採用されてから、まだ1か月分の給与を受けていない方	雇用条件に基づく1か月分の支払予定額を12倍した年間総収入 (推定額)

※1年のうち病気などのため、収入が著しく減少した月の収入はこれを除いた上、上記③の方法で計算してください。

【源泉徴収票で総収入を確認する場合】

令和07年分 給与所得の源泉徴収票

支払金額が年間総収入金額になりますので、(2)の【年間総所得算出表】にあてはめて、年間総所得を算出してください。

支払を受ける者		住所又は居所		(受給者番号)		(個人番号)		(氏名)		(フリガナ)	
種 別	支 払 金 額	給与所得控除後の金額 (調整控除後)		所得控除の額の合計額		源泉徴収税額					
(源泉) 控除対象配偶者の有無等	控 除 の 額	控 除 対 象 扶 養 親 族 の 数 (配偶者を除く。)		16歳未満扶養親族の数		障害者の数 (本人を除く。)		非居住者である親族の数			
有 無 等	千 円	特 定 人 従 人 内 人 従 人		人 人 人 人		特 別 人 人		そ の 他 人 人			
社会保険料等の金額	千 円	生命保険料の控除額		千 円		地震保険料の控除額		千 円		住宅借入金等特別控除の額	
千 円		千 円		千 円		千 円		千 円		千 円	
(摘要)											

(2) 年間総所得の計算

「年間総収入」を下の【年間総所得算出表】にあてはめて、「年間総所得」を算出してください。
 なお、2か所以上から給与等の支払を受けている方は、合計してから年間総所得を算出してください。

【年間総所得算出表】

年 間 総 収 入	年 間 総 所 得 の 計 算 式	
0 円～ 650,999 円	0 円	
651,000 円～1,899,999 円	年間総収入－650,000 円	
1,900,000 円～3,599,999 円	年間総収入を4000で割り、その答えの1円未満を切り捨てた後4000を掛け戻し、出た額(a)を右にあてはめる。	(a) × 0.7－80,000 円
3,600,000 円～6,599,999 円		(a) × 0.8－440,000 円
6,600,000 円～8,499,999 円	年間総収入 × 0.9－1,100,000 円	

※年間総収入が8,500,000円以上の場合は、各区役所建築課にお問い合わせください。

(例) 年間総収入が、3,149,000 円の場合

3,149,000 円 ÷ 4,000 = 787.25 円 → 787 円

787 円 × 4,000 = 3,148,000 円… (a)

3,148,000 円 × 0.7－80,000 円 = 2,123,600 円 ⇒ 年間総所得

<手順2へ進む>

手順2：年間総所得の合計

入居しようとする家族全員について、1人ずつの年間総所得を算出し、合計してください。

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{申込者本人の} \\ \text{年間総所得} \\ \hline \text{円} \\ \hline \end{array} + \begin{array}{|c|} \hline \text{入居しようとする家族全員} \\ \text{(申込者本人を除く。)} \text{の年間総所得} \\ \hline \text{円} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{年間総所得} \\ \text{(A)} \\ \hline \text{円} \\ \hline \end{array}$$



手順3：控除額の計算

*詳しくは、17ページをご覧ください。

控除の種類		控除額	人数	控除額計
一般控除(同居・扶養)		38万円		円
特別控除	特定扶養親族控除	25万円		円
	老人同一生計配偶者控除	10万円		円
	老人扶養親族控除	10万円		円
	特別障害者控除	40万円		円
	障害者控除	27万円		円
	寡婦控除	最高27万円		円
	ひとり親控除	最高35万円		円
基礎控除(給与所得・公的年金等)		最高10万円		円
控除額合計(B)				円



手順4：月額収入の計算

$$\left(\begin{array}{|c|} \hline \text{年間総所得} \\ \text{(A)} \\ \hline \text{円} \\ \hline \end{array} - \begin{array}{|c|} \hline \text{控除額合計} \\ \text{(B)} \\ \hline \text{円} \\ \hline \end{array} \right) \div 12 = \begin{array}{|c|} \hline \text{月額収入} \\ \hline \text{円} \\ \hline \end{array}$$

*月額収入により、申込可能な住宅は次のとおりとなります。

月額収入	申込可能な住宅
0円～114,000円 (裁量階層世帯の方は、0円～139,000円)	公営住宅、改良住宅
114,001円～158,000円 (裁量階層世帯の方は、139,001円～214,000円)	公営住宅

3 事業所得のみの場合（自営業・外交員等）

手順1：年間総所得の算出

次により、年間総所得を確認してください。

事業の開始時期	年 間 総 所 得
前年1月1日以前から現在の事業を開始している方	確定申告書の控え等で年間総所得を確認してください。
前年1月2日以降に現在の事業を開始した方	次の計算式により年間総所得(推定額)を算出してください。 $\text{年間総所得(推定額)} = \frac{\text{総 所 得}}{\text{事 業 月 数}} \times 12$ * 総所得とは、事業を開始した月の翌月から1年間(12か月)、1年未満の場合は事業を開始した月の翌月から申込月の前月までの所得の合計額です。 (収入期間のとり方等については、「給与所得のみの場合」(13ページ)の例にならってください。)

この欄の合計金額が年間総所得となります。

14ページの給与所得の場合と同じように、手順2から手順4により月額収入を計算してください。

手順2：年間総所得の合計

手順3：控除額の計算

手順4：月額収入の計算

年間総所得
(A)

円

—

控除額合計
(B)

円

÷ 12 =

月額収入

円

税制改正に伴い、扶養控除等の対象となる扶養親族等の所得要件が変更になりました。

年間総所得から差し引く控除 ※「基準日」とは、受付期間の最終日を示します。

控 除 の 種 類		控 除 額	対 象 者
一 般 控 除	同 居 親 族 控 除	1 人につき 38 万円	申込者以外の同居予定親族
	扶 養 親 族 控 除	1 人につき 38 万円	所得税法上の扶養親族で同居しない方
特 別 控 除	特定扶養親族控除 （配偶者を除く。）	1 人につき 25 万円	申込者又は同居予定親族の扶養親族のうち、基準日現在、年間総所得が 58 万円以下で、かつ、年齢が 16 歳以上 23 歳未満の方
	老人同一生計配偶者控除	1 人につき 10 万円	申込者又は同居予定親族の同一生計配偶者のうち、基準日現在、年間総所得が 58 万円以下で、かつ、年齢が 70 歳以上の配偶者
	老人扶養親族控除 （配偶者を除く。）	1 人につき 10 万円	申込者又は同居予定親族の扶養親族のうち、基準日現在、年間総所得が 58 万円以下で、かつ、年齢が 70 歳以上の方
	特 別 障 害 者 控 除	1 人につき 40 万円	申込者又は一般控除の対象者のうち、次のいずれかに該当する方 ① 身体障害者手帳（1 級又は 2 級）の交付を受けている方 ② 戦傷病者手帳（特別項症から第 3 項症まで）の交付を受けている方 ③ 療育手帳（㉔又は A）の交付を受けている方 ④ 精神障害者保健福祉手帳（1 級）の交付を受けている方 ⑤ 厚生労働大臣の認定を受けた原爆被爆者（医療特別手当又は特別手当受給者） ⑥ その他所得税法上の特別障害者控除の対象となる方
	障 害 者 控 除	1 人につき 27 万円	申込者又は一般控除の対象者のうち、次のいずれかに該当する方 ① 身体障害者手帳（3 級から 6 級）の交付を受けている方 ② 戦傷病者手帳（第 4 項症以下）の交付を受けている方 ③ 療育手帳（㉕又は B）の交付を受けている方 ④ 精神障害者保健福祉手帳（2 級又は 3 級）の交付を受けている方 ⑤ その他所得税法上の障害者控除の対象となる方
	寡 婦 控 除	1 人につきその人の所得から最高 27 万円 （※所得が 27 万円以下の方はその所得金額）	年間総所得が 500 万円以下のうち、次のいずれかに該当する方（ひとり親控除に該当する方を除く。） ① 夫と離婚した後婚姻をしていない方のうち、扶養親族を有する方 ② 夫と死別した後婚姻をしていない方や夫の生死が不明な方 ※ 住民票の続柄に「夫（未届）」「妻（未届）」の記載がある方は対象外とします。
基 礎 控 除	ひ と り 親 控 除	1 人につきその人の所得から最高 35 万円 （※所得が 35 万円以下の方はその所得金額）	婚姻歴や性別にかかわらず、生計を一にしている年間総所得が 58 万円以下の子を有する単身者の方で、年間総所得が 500 万円以下の方 ※ 住民票の続柄に「夫（未届）」「妻（未届）」の記載がある方は対象外とします。
	給 与 所 得 者 控 除 又は 公 的 年 金 等 所 得 者 控 除	1 人につきその人の所得から最高 10 万円 （※所得が 10 万円以下の方はその所得金額）	申込者本人又は同居予定親族のうち、給与所得又は公的年金等に係る雑所得を有する方 ※ 給与所得控除後の給与等の金額及び公的年金等に係る雑所得の金額がある方で、該当給与所得控除後の給与等の金額及び当該公的年金等に係る雑所得の金額の合計額が 10 万円未満である場合は、当該合計額

収入基準の早見表

参考1 給与所得者が1人で、控除が同居親族控除のみの世帯

申込家族数 住宅の種類 (月額収入)	申 込 み が で き る 年 間 総 収 入 (源泉徴収票の支払金額欄の金額です。)				
	単身者	2人家族	3人家族	4人家族	5人家族
公 営 住 宅 (158,000円以下)	2,967,999円 以下	3,511,999円 以下	3,995,999円 以下	4,471,999円 以下	4,947,999円 以下
改 良 住 宅 (114,000円以下)	2,211,999円 以下	2,755,999円 以下	3,299,999円 以下	3,811,999円 以下	4,287,999円 以下

裁量階層世帯（12ページ）の場合

申込家族数 住宅の種類 (月額収入)	申 込 み が で き る 年 間 総 収 入 (源泉徴収票の支払金額欄の金額です。)				
	単身者	2人家族	3人家族	4人家族	5人家族
公 営 住 宅 (214,000円以下)	3,887,999円 以下	4,363,999円 以下	4,835,999円 以下	5,311,999円 以下	5,787,999円 以下
改 良 住 宅 (139,000円以下)	2,643,999円 以下	3,183,999円 以下	3,711,999円 以下	4,187,999円 以下	4,663,999円 以下

参考2 事業所得者が1人で、控除が同居親族控除のみの世帯

申込家族数 住宅の種類 (月額収入)	申 込 み が で き る 年 間 総 所 得 (確定申告書の所得金額欄の金額です。)				
	単身者	2人家族	3人家族	4人家族	5人家族
公 営 住 宅 (158,000円以下)	1,896,011円 以下	2,276,011円 以下	2,656,011円 以下	3,036,011円 以下	3,416,011円 以下
改 良 住 宅 (114,000円以下)	1,368,011円 以下	1,748,011円 以下	2,128,011円 以下	2,508,011円 以下	2,888,011円 以下

裁量階層世帯（12ページ）の場合

申込家族数 住宅の種類 (月額収入)	申 込 み が で き る 年 間 総 所 得 (確定申告書の所得金額欄の金額です。)				
	単身者	2人家族	3人家族	4人家族	5人家族
公 営 住 宅 (214,000円以下)	2,568,011円 以下	2,948,011円 以下	3,328,011円 以下	3,708,011円 以下	4,088,011円 以下
改 良 住 宅 (139,000円以下)	1,668,011円 以下	2,048,011円 以下	2,428,011円 以下	2,808,011円 以下	3,188,011円 以下

収入計算シートのご案内

広島市ホームページで、月額収入の計算ができる収入計算シートを公開しています。

<https://www.city.hiroshima.lg.jp/living/sumai/1021352/1026351/1003140.html>



家賃について

市営住宅の家賃は、毎年度、「世帯の収入」と「住宅の立地条件、広さ、建設時からの経過年数など」に応じて、決定されるしくみとなっています。

そのため、入居された方には、毎年、家賃算定のための「収入申告」をしていただくことになります。

市営住宅は、住宅に困っている低額所得者の方々のために建設した住宅であり、入居された方が負担する家賃は近傍同種家賃以下に設定しています。

入居される方が負担する家賃と近傍同種家賃との差額部分は国及び広島市が負担しています。

※ 近傍同種家賃とは、工事費などをもとに法令の規定により算出した家賃のことで、近隣にある同規模の民間賃貸住宅の家賃相当額です。

募集住宅の当初家賃額は、11～18ページで求めた月額収入に応じて決まります。詳しくは募集住宅一覧をご覧ください。

例

家族向け住宅					公営							
募集住宅 コード	所在区	建設 年度	構造 階建	階	専用 面積 (㎡)	エレ ベーター	間取り	収入及び家賃				
								(政令月収)	(政令月収)	(政令月収)	(政令月収)	(政令月収)
								～104千円	～123千円	～139千円	～158千円	～186千円
住宅名 号館・号室												
108-20-0915 中区 基町 第二十アパート915号		昭和 46	高層耐火 18階建	9	41.9	有	3K(6和・4.5和・3和・3K)	14,300円	16,500円	18,900円	21,300円	24,400円
131-02-0301 中区 江波みなと東住宅 2号棟301号		昭和 58	中層耐火 5階建	3	62.3	無	3DK(6和・6和・6和・6D)	25,500円	29,500円	33,700円	38,000円	43,400円
221-14-0412 東区 戸坂東浄 第十四アパート412号		昭和 45	中層耐火 5階建	4	41.4	有	3K(6和・4.5和・3和・4K)	11,900円	13,700円	15,700円	17,700円	19,200円

※ 当初家賃と近傍同種家賃との差額部分は国及び広島市が負担しています。

抽 選 時 の 優 遇

抽選の際の持ち玉の数は、世帯区分や申込回数の区分に応じて、下表のとおりとなります。

入 居 人 数	世 帯 区 分	持 ち 玉 数 ※3			
		申込回数 1～4回	申込回数 5～8回	申込回数 9～12回	申込回数 13回以上
2 人 以 上	一般世帯（特定目的世帯以外の世帯）	1	2	4	8
	特定目的世帯※1に1種類該当する世帯 （重度心身障害者がいる世帯を除く。）	2	4	8	16
	・ 特定目的世帯※1に2種類以上該当する世帯 ・ 重度心身障害者※2がいる世帯	3	6	12	24
1 人	特定目的単身者に該当しない方	1	2	4	8
	特定目的単身者※1に1種類該当する方 （重度心身障害者を除く。）	2	4	8	16
	・ 特定目的単身者※1に2種類以上該当する方 ・ 重度心身障害者※2	3	6	12	24

左表の注意事項

※ 1 「特定目的世帯」・「特定目的単身者」とは、具体的には、22、23ページの「条件」をみたしている方をいい、該当する場合、抽選時に優遇措置（持ち玉数の加算）があります。

ただし、「特定目的世帯」・「特定目的単身者」に該当するものとして申込みをされ、抽選時の優遇措置の適用を受けた方が、二次審査等でその区分の条件をみたしていないことが判明した場合は、失格となります（失格となると、それまでの申込回数が0回になります。）ので、ご注意ください。

※ 2 「重度心身障害者」とは、次のいずれかに該当する方です。

- ・ 身体障害者手帳（1級又は2級）の交付を受けている方
- ・ 療育手帳（㊦又はA）の交付を受けている方
- ・ 精神障害者保健福祉手帳（1級）の交付を受けている方
- ・ 障害基礎年金（1級）又は障害厚生年金（1級）を受給している方

※ 3 定期公募又は常時公募で、入居候補者（補欠者が繰上げで入居候補者となる場合も含む。）となった時点で、定期公募でのそれまでの申込回数は0回になります。

また、二次審査での資格審査の結果、申込資格のないことが判明した場合や二次審査を無断で欠席された場合、入居を辞退された場合でも、同様に申込回数は0回になります。

特定目的世帯

区分	条 件 (年齢等は、基準日【受付期間の最終日】現在)	二次審査時の必要書類
(母子世帯・父子世帯) ひとり親世帯	次の1、2ともに該当する世帯 ただし、世帯内に、申込者及び児童以外の親族がいる場合も「ひとり親世帯」に該当する場合がありますので、ご相談ください。 1 申込者が配偶者（内縁関係を含む。）のいない方又はこれに準ずる方（※）であること。 ※ 児童扶養手当受給者、ひとり親家庭等医療費補助の対象者、DV被害者など、公的機関による書類によりこれに準ずる状態であると認められる方に限ります。 2 現に児童（20歳未満の者（※1））を扶養（※2）し、その児童と同居し、又は同居しようとする方であること。 ※1 学校教育法に規定する学校等（高等学校、大学（大学院を除く。）、高等専門学校、特別支援学校、専修学校）の学生の場合、20歳以上であっても、扶養をしている場合は、「児童」に含みます。 ※2 「児童」の所得金額が48万円以下であることが必要となります。	・戸籍全部事項証明書（戸籍謄本） ・児童扶養手当証書 ・ひとり親家庭等医療費受給者証 ・DV被害者については、女性相談支援センター長の証明書又は地方裁判所の保護命令決定書 ・その他左記世帯であることを確認できる公的機関による書類 ・20歳以上の学生である児童を扶養している場合は、在学証明書又は学生証
高齢者世帯	次の1、2ともに該当する世帯 1 申込者が、60歳以上の方であること。 2 現に同居し、又は同居しようとする親族全員が、次のいずれかに該当すること。 （1）配偶者（内縁関係を含む。） （2）18歳未満の児童（※上記「ひとり親世帯」の「児童」とは異なります。） （3）次の「心身障害者世帯」の1～4のいずれかに該当する方 （4）58歳以上の方	2(3)：各手帳、年金証書
心身障害者世帯	入居しようとする世帯員に、次のいずれかに該当する方がいる世帯 1 身体障害者手帳（1級から4級まで）の交付を受けている方 2 戦傷病者手帳（特別項症から第6項症まで又は第1款症）の交付を受けている方 3 療育手帳（A、A、B）又は精神障害者保健福祉手帳（1級、2級）の交付を受けている方 4 障害基礎年金（1級、2級）又は障害厚生年金（1級、2級）を受給している方	1～3：各手帳 4：年金証書
原爆被爆者世帯	入居しようとする世帯員に、次のいずれかに該当する方がいる世帯 1 医療特別手当受給者 2 特別手当受給者 3 原子爆弾小頭症手当受給者 4 健康管理手当受給者	1～4：各手当証書
多子世帯	次の1、2ともに該当する世帯 1 入居しようとする世帯員に、18歳未満の児童（※上記「ひとり親世帯」の「児童」とは異なります。）が3人以上いる世帯であること。 2 住戸専用面積が56㎡以上の住宅に入居希望する世帯であること。	
DV被害者世帯	DV被害者で次のいずれかに該当する方がいる世帯 1 女性相談支援センター（当該施設から委託を受けた施設を含む。）における一時保護又は女性自立支援施設若しくは母子生活支援施設における保護終了後5年を経過していない方 2 裁判所へ保護命令（接近禁止命令、退去等命令）を申し立てた者で、その保護命令の効力発生日から5年を経過していない方 3 配偶者からの暴力を受けていることにつき女性相談支援センター長等から証明を受けた方	1：女性相談支援センター長の証明書 2：地方裁判所の保護命令決定書 3：公営住宅への入居等に関する配偶者暴力被害者申出受理確認書

犯罪被害者等世帯 (DV被害者を除く)	犯罪等により従前の住宅に居住することが困難となったことが明らかな者（次のいずれかに該当することが客観的に証明される犯罪被害者等）の世帯 1 犯罪により収入が減少し生計維持が困難となった者 (例) ◎殺人、過失致死、業務上過失致死等により勤労者が亡くなった場合 ◎身体を害されたため転職等を余儀なくされた場合 ◎虚偽の風説の流布により廃業に追い込まれた場合 2 現在居住している住宅又はその付近において犯罪等が行われたために当該住宅に居住し続けることが困難となった者 (1) 犯罪により住宅が滅失又は著しく損壊したために居住することができなくなった者 (例) ◎放火、器物損壊等により住宅が滅失し居住の用をなさなくなった場合 (2) 住宅を客体とする犯罪により居住することができなくなった者 (例) ◎詐欺等により住宅が奪われた場合 (3) 犯罪により精神的な後遺症が生じ医学的に居住することができなくなった者 (例) ◎凄惨な殺害現場の目撃や性犯罪等によりいわゆるPTSDとなった場合 (4) ストーカー行為により居住することができなくなった者又はつきまとい等若しくは位置情報無承諾取得等により、身体の安全、住居等の平穩若しくは名誉が害され、若しくは行動の自由が著しく害される不安を覚えさせる行為により居住することができなくなった者	・ 犯罪被害等申告書（本市所定様式） ・ 条件に該当することが確認できる書類（医師の診断書、交通事故証明書、罹災証明書など） ※ 本市から犯罪等の被害状況等について警察に照会を行います。
引揚者世帯	海外からの引揚者で、引揚後5年を経過していない方がいる世帯	永住帰国者証明書
ハンセン病世帯	平成8年3月31日までにハンセン病療養所に入所していた方がいる世帯	ハンセン病療養所入所者証明書

特定目的単身者

区 分	条 件（年齢等は、基準日【受付期間の最終日】現在）	二次審査時の必要書類
60歳以上	年齢が60歳以上の方	
心身障害者	次のいずれかに該当する方 1 身体障害者手帳（1級から4級まで）の交付を受けている方 2 戦傷病者手帳（特別項症から第6項症まで又は第1款症）の交付を受けている方 3 療育手帳（A、A、B）又は精神障害者保健福祉手帳（1級、2級）の交付を受けている方 4 障害基礎年金（1級、2級）又は障害厚生年金（1級、2級）を受給している方	1～3：各手帳 4：年金証書
原爆被爆者	原爆被爆者の医療特別手当又は特別手当を受けている方	各手当証書
DV被害者	DV被害者で次のいずれかに該当する方 1 女性相談支援センター（当該施設から委託を受けた施設を含む。）における一時保護又は女性自立支援施設若しくは母子生活支援施設における保護終了後5年を経過していない方 2 裁判所へ保護命令（接近禁止命令、退去等命令）を申し立てた方で、その保護命令の効力発生日から5年を経過していない方 3 配偶者からの暴力を受けていることにつき女性相談支援センター長等から証明を受けた方	1：女性相談支援センター長の証明書 2：地方裁判所の保護命令決定書 3：公営住宅への入居等に関する配偶者暴力被害者申出受理確認書
引 揚 者	海外からの引揚者で、引揚後5年を経過していない方	永住帰国者証明書
ハンセン病	平成8年3月31日までにハンセン病療養所に入所していた方	ハンセン病療養所入所者証明書
犯罪被害者等	犯罪等により従前の住宅に居住することが困難となったことが明らかな者であり、特定目的世帯の犯罪被害者等世帯に掲げる項目に該当することが客観的に証明される犯罪被害者等	犯罪被害者等世帯と同じ

二 次 審 査

二次審査では、「入居候補者」となった方に必要な書類を提出していただき、基準日（受付期間の最終日）現在における申込資格の有無を審査します。

資格審査の結果、申込資格のないことが判明した場合や二次審査を無断で欠席された場合には、失格となります。（失格となると、それまでの申込回数は0回になります。）

■二次審査に必要な書類（共通）

必 要 書 類	注 意 事 項
①市営住宅入居申込申請書	入居候補者決定通知書に同封していますので、太枠内を記入して提出してください。※マイナンバーの記載が必要です。記載方法などは、入居候補者の方に別途お知らせします。
※住民票の写し （平成29年8月定期公募以降、住民票の写しの提出を省略していますが、入居しようとする方全員の氏名、続柄等の記載が確認できない場合は住民票の写しが必要です。）	入居しようとする方全員の氏名、続柄の記載があるもの。 ・ 申込者本人の <u>基準日（受付期間の最終日）</u> 現在における住所がわかるものであることが必要です。（広島市では、各区役所の市民課・出張所で発行します。） ・ 住民票の写しで申込者本人との続柄が判明しない場合は、戸籍謄本等が必要です。
②戸籍全部事項証明書 （戸籍謄本）	入居しようとする方全員について記載されたものが必要です。 ただし、夫婦のみ又は夫婦及び未成年の子（未婚者に限る。）のみで入居しようとする場合は不要です。 ※ 広島市では、各区役所の市民課・出張所で発行します。
③収入を証明する書類	26、27ページの「収入証明書類について」をご覧ください。 ・ <u>入居しようとする方全員</u> （扶養を受けている中学生以下の方は除く。）について必要です。 ・ 失業中の方、生活保護又は中国残留邦人等に対する支援給付を受けている方についても、必要です。
④課税台帳記載事項証明書 （所得証明書）	令和6年中の所得額が記載された証明書（例：広島市の場合は、令和7年度課税台帳記載事項証明書。二次審査の日が6月以前の場合は、その時点で発行できる最新の所得証明書）。 ・ <u>入居しようとする方全員</u> （扶養を受けている中学生以下の方は除く。）について必要です。 ・ 収入のない方が、③の「収入を証明する書類」として、課税台帳記載事項証明書を提出する場合、重複しての提出は不要です。 ※ 証明年度の年の1月1日時点（例：令和7年度の所得証明書であれば、令和7年1月1日時点）で住民登録がある市区町村の税務担当課など（広島市では、各区役所内の市税事務所又は税務室・出張所）で発行します。
⑤市町村民税の納税証明書 （完納証明書）	令和6年度分の市町村民税を完納したことがわかる証明書（例：広島市の場合は、令和6年度納税証明書。二次審査の日が6月以前の場合は、その時点で発行できる最新の完納証明書）。 ただし、課税されていない方は、令和5年中の所得額が記載された課税台帳記載事項証明書。 ・ <u>申込者本人のみ</u> 必要です。 ・ 生活保護又は中国残留邦人等に対する支援給付を受けている方は不要です。 ※ 証明年度の年の1月1日時点（例：令和6年度の完納証明書であれば、令和6年1月1日時点）で住民登録がある市区町村の税務担当課など（広島市では、各区役所内の市税事務所又は税務室・出張所）で発行します。
⑥現在住んでいる住宅についての証明書類	◎ アパート（民間借家等）に住んでいる方 → 賃貸借契約書の写し、家賃支払を証明する書類など（物件所在地・家主・借主がわかるもの） ◎ 親族等の持ち家に住んでいる方 → 居住証明書（市の指定様式）及び家屋の固定資産課税台帳登録事項証明書など所有者のわかる書類 ・ 現在、本市の市営住宅に入居中の方は、不要です。 ・ 申込時に別居されている場合は、それぞれの現在住んでいる住宅についての証明書類が必要です。
⑦入居候補者決定通知書	

◎該当する方のみ必要な書類

区 分		必 要 書 類	注 意 事 項
単身で申込みをされた方		「60歳以上」以外の事由で申込みをされた場合は、8 ページ【表 1】の必要書類	
裁量階層世帯		12ページ【表 3】の必要書類	
特定目的世帯・特定目的単身者		22、23ページの必要書類	
申込者本人が広島市内に住所がない場合		在職証明書（市の指定様式）	市の指定様式により、勤務先で証明してもらってください。
パートナーの方		パートナーシップ宣誓書受領証 パートナーシップ宣誓書受領カード	パートナーの定義については、1 ページをご覧ください。
条件付きでの申込みをされた方	婚約中の方 〔 期限（※）までに 婚姻の届出を行う方 （7、10ページ参照）〕	婚約証明書（市の指定様式）	入居手続き時の必要書類： <u>婚姻届受理証明書又は戸籍全部事項証明書（戸籍謄本）</u>
	持ち家売却予定の方 〔 期限（※）までに 持ち家の引渡しを行う方 （7、10ページ参照）〕	売却に係る媒介契約書	入居手続き時の必要書類： <u>売買契約書（引渡日が期限（※）までのものに限る。）</u>
	持ち家競売中の方 〔 期限（※）までに 持ち家の売却許可の決定がされる方 （7、10ページ参照）〕	競売通知（開札日が期限（※）までのものに限る。）	入居手続き時の必要書類： <u>売却許可決定の謄本</u>
	持ち家解体予定の方 〔 期限（※）までに 持ち家の解体が完了される方 （7、10ページ参照）〕	建物解体に係る工事請負契約書	入居手続き時の必要書類： <u>建物取壊証明書又は建物滅失証明書（滅失の理由等に記載されている原因日が期限（※）までのものに限る。）</u>
	離婚調停中の方 〔 期限（※）までに 離婚の届出を行う方 （10ページ参照）〕	事件係属証明書 （離婚調停事件の受理日が基準日【受付期間の最終日】以前のものに限る。）	入居手続き時の必要書類： <u>離婚届受理証明書又は戸籍全部事項証明書（戸籍謄本）</u>
	退職予定の方 〔 期限（※）までに 勤務先を退職することが確実な方 （10ページ参照）〕	退職予定証明書（市の指定様式）	入居手続き時の必要書類： <u>退職証明書又は離職票</u>
「車いす常用户向け住宅」又は「身体障害者向け住宅」に申込みをされた方		身体障害者手帳、障害基礎年金証書、障害厚生年金証書又は戦傷病者手帳	
「高齢者向け住宅（家族向け）」に申込みをされた方		生活状況申立書（市の指定様式）	

※ 期限は、10ページ【表 2】に記載しています。

◎ 事情に応じて、その他必要な書類を提出していただくことがあります。

◎ 現在市営住宅に入居中の世帯の場合は、現住宅の返還手続きを行っていただきます。原状回復の上、返還に係る完了検査に合格しない場合は、新たな市営住宅の入居許可を取消すことがあります。

収入証明書類について

所得の種類によって、次のいずれかを準備してください。2種類以上の収入がある方は、それぞれの収入を証明する書類が必要です。

また、失業又は廃業後に、就職又は事業を開始された場合は、収入証明書類以外に退職したことが確認できる書類も必要な場合がありますので、事前にご確認ください。

1 給与所得の場合

(1) 令和7年5月・8月・11月定期公募

勤務開始状況	収入証明期間	収入証明書類
現在の勤務先に令和6年1月1日以前から採用されている方	令和6年1月 ～ 令和6年12月	次のいずれかを提出してください。 ・令和6年分の源泉徴収票 ・勤務先の給与等支払証明書（市の指定様式）
現在の勤務先に令和6年1月2日以降に採用された方	① 勤務を開始した月の翌月から1年間（12か月） ② 1年未満の場合は、勤務し始めた月の翌月から申込月の前月まで ③ 採用後まだ1か月分の給与等（採用月の翌月の給与等）を受けていない場合は、雇用条件に基づく1か月分の支払予定額	・勤務先の給与等支払証明書（市の指定様式） ・前職を退職したことが確認できる証明書

(2) 令和8年2月定期公募

勤務開始状況	収入証明期間	収入証明書類
現在の勤務先に令和7年1月1日以前から採用されている方	令和7年1月 ～ 令和7年12月	次のいずれかを提出してください。 ・令和7年分の源泉徴収票 ・勤務先の給与等支払証明書（市の指定様式）
現在の勤務先に令和7年1月2日以降に採用された方	① 勤務を開始した月の翌月から1年間（12か月） ② 1年未満の場合は、勤務し始めた月の翌月から申込月の前月まで ③ 採用後まだ1か月分の給与等（採用月の翌月の給与等）を受けていない場合は、雇用条件に基づく1か月分の支払予定額	・勤務先の給与等支払証明書（市の指定様式） ・前職を退職したことが確認できる証明書

2 公的年金等の場合

(1) 令和7年5月・8月・11月定期公募

受給開始状況	収入証明書類
現在の年金を令和6年1月1日以前から受給している方	最新の年金額を証明する書類を提出してください。 ・令和6年分の源泉徴収票（令和6年1月2日以降に年金の支給額に変更があった方は除きます。） ・年金振込通知書など
現在の年金の受給を令和6年1月2日以降に開始した方	最新の年金額を証明する書類を提出してください。 ・年金振込通知書など

(2) 令和 8 年 2 月定期公募

受給開始状況	収入証明書類
現在の年金を令和 7 年 1 月 1 日以前から受給している方	最新の年金額を証明する書類を提出してください。 ・ 令和 7 年分の源泉徴収票（令和 7 年 1 月 2 日以降に年金の支給額に変更があった方は除きます。） ・ 年金振込通知書など
現在の年金の受給を令和 7 年 1 月 2 日以降に開始した方	最新の年金額を証明する書類を提出してください。 ・ 年金振込通知書など

3 事業所得等の場合

(1) 令和 7 年 5 月・8 月・11 月定期公募

事業等開始状況	収入証明期間	収入証明書類
現在の事業等を令和 6 年 1 月 1 日以前から開始している方	令和 6 年 1 月 ～ 令和 6 年 12 月	・ 令和 6 年分の確定申告書の控え（税務署へ申告したことが確認できるもの）
現在の事業等を令和 6 年 1 月 2 日以降に開始した方	① 事業等を開始した月の翌月から 1 年間（12 か月） ② 1 年未満の場合は、事業等を開始した月の翌月から申込月の前月まで	・ 収支内訳書（市の指定様式）及びこれを証明する帳簿等

(2) 令和 8 年 2 月定期公募

事業等開始状況	収入証明期間	収入証明書類
現在の事業等を令和 7 年 1 月 1 日以前から開始している方	令和 7 年 1 月 ～ 令和 7 年 12 月	・ 令和 7 年分の確定申告書の控え（税務署へ申告したことが確認できるもの）
現在の事業等を令和 7 年 1 月 2 日以降に開始した方	① 事業等を開始した月の翌月から 1 年間（12 か月） ② 1 年未満の場合は、事業等を開始した月の翌月から申込月の前月まで	・ 収支内訳書（市の指定様式）及びこれを証明する帳簿等

4 失業中の方

- ・ 雇用保険受給資格者証、離職票又は退職証明書（市の指定様式）など

5 生活保護又は中国残留邦人等に対する支援給付を受けている方

- ・ 生活保護受給証明書
- ・ 支援給付を受けている証明書又は本人確認証（写し）

6 その他収入のない場合

- ・ 令和 6 年中の所得額が記載された課税台帳記載事項証明書（二次審査の日が 6 月以前の場合は、その時点で発行できる最新の所得証明書）
- ・ その他、収入がないことを証明できるもの

入居手続き・入居説明会

二次審査で適格とされた方には、入居するにあたり、入居手続きをしていただく必要があります。入居手続きの方法、日時については、二次審査終了時に説明します。

また、入居手続き日には、入居説明会をあわせて行います。

1 場 所

入居される住宅の所在する区の区役所建築課など

2 入居説明

入居後の注意事項などについて、説明します。

3 入居手続

(1) 必要書類の提出

- ① 請書（記載方法などは、入居予定者の方に別途お知らせします。）
- ② 「緊急連絡人届」
- ③ 緊急連絡人の住所・氏名が確認できる書類（住民票や公的機関の請求書の写しなど）
- ④ 市営住宅使用料等口座振替依頼書
- ⑤ 入居者明細書
- ⑥ 入居予定者決定通知書
- ⑦ その他

婚姻予定、退職予定など条件付きで申込みをされた方については、婚姻届受理証明書、退職証明書など条件が整ったことを証明できる書類
(25ページ参照)

(2) 敷金の納付（当初家賃の3か月分）

(3) カギ渡し

入居手続きが完了した方に、市営住宅入居許可書を交付します。

なお、市営住宅入居許可書に記載されている「入居許可日」から、家賃の徴収を開始します。

※ 入居予定者の都合により、入居手続き又は入居説明会を欠席される場合は、必ず事前に入居される住宅の所在する区の区役所建築課までご連絡ください。入居予定者の都合により、条件成就日又は、本市の定める日までに入居手続きが完了しない場合、入居予定者の決定を取消す場合があります。

2 常 時 公 募

常時公募について

常時公募は、定期公募以外に募集する必要のある住宅を対象に募集するものです。

1 募集住宅の確認

現在、募集している住宅があるかどうかは、申込希望住宅の所在する区の区役所建築課へ電話等でお問い合わせください。その際、単身での申込みかどうかをお伝えください。

- ◎ 新たに募集を開始する住宅がある場合は、「募集住宅一覧表（予告）」を、募集を開始する月の前月20日（土曜日・日曜日及び祝・休日の場合は直前の平日。）から広島市ホームページ及び区役所建築課で公開します。

2 申込方法

募集住宅一覧表の中から希望住宅を1つ選び、電子申請又は所定の申込書に必要事項を記入の上、持参により、申込みをしてください。

★ 郵送による申込みはできませんので、ご注意ください。

★ 申込みの段階では、住民票の写しや収入証明書類等を提出する必要はありません。入居候補者となった方のみ、二次審査時に提出していただきます。

3 申 込 先

電子申請：広島市ホームページ <https://www.city.hiroshima.lg.jp/living/sumai/1021352/1026348/1030593.html>

持 参：申込住宅の所在する区の建築課



4 受付期間

(1) 受付開始日

電子申請：募集を開始する月の初日（土曜日・日曜日及び祝・休日の場合は、直後の平日）

持 参：募集を開始する月の初日（土曜日・日曜日及び祝・休日の場合は、直後の平日）

(2) 受付時間

電子申請：受付期間中の24時間（ただし、受付期間初日は午前8時30分から。また、システムメンテナンスの時間は除きます。）

持 参：月曜日から金曜日まで（祝・休日、8月6日、12月29日～1月3日は除きます。）の午前9時から午後5時まで

5 選考方法

同一の住宅に対する同日の申込みについては、すべて同時の申込みとし、同じ住宅に2人以上の者が申込みを希望した場合は、抽選とします。（定期公募の場合と異なり、抽選時の優遇制度や補欠の決定はありません。）

申込みをした住宅について、同日中に他に申込みを希望した者がいなかった場合は、入居候補者となります。

※なお、土曜日・日曜日及び祝・休日の申込みについては、直後の開庁日の申込みとみなします。

6 申込資格・収入基準・月額収入の計算のしかたについて

次の点を除き、定期公募と同じです。7～18ページをご覧ください。

- ☆ 申込資格の基準日は、「申込日」現在です。(成人の基準日は、申込日から1か月後です。)
- ☆ 条件付きで申込みをされた方（申込日現在、婚姻予定、持ち家売却予定、離婚調停中、退職予定）については、それぞれの条件成就期限が、10ページ【表2】ではなく、申込日から1か月後となります。
- ☆ 勤務先を退職することが確実な方の収入について、その勤務先からの収入が収入計算の対象とならないのは、申込日から1か月後までに退職する場合に限られます。

7 二次審査

入居候補者となった方には、指定期間内に必要書類を申込先に持参していただき、資格審査を行います。

必要書類については、定期公募と同じです。24～27ページをご覧ください。

8 収入証明書類について

(1) 給与所得、公的年金等の場合

申 込 期 間	収入証明書類
令和7年4月1日 ～令和7年12月26日	令和7年5月・8月・11月定期公募と同じです。 26ページをご覧ください。
令和8年1月5日 ～令和8年3月31日	令和8年2月定期公募と同じです。 26、27ページをご覧ください。

(2) 事業所得等の場合

申 込 期 間	収入証明書類
令和7年4月1日 ～令和7年12月26日	令和7年5月・8月・11月定期公募と同じです。 27ページをご覧ください。
令和8年1月5日 ～令和8年3月31日	令和8年2月定期公募と同じです。 27ページをご覧ください。 ※ ただし、二次審査日が確定申告の受付開始日よりも前になるなどの場合は、収支内訳書（市の指定様式）及びこれを証明する帳簿等

9 入居手続き・入居説明

必要書類については、定期公募と同じです。28ページをご覧ください。

なお、常時公募の場合、申込日から入居日までに原則1～2か月程度要します。

申込みから入居までの流れ(常時公募)

申込資格の確認 (7～18ページ)

申込資格の基準日は、「申込日」現在です。

募集登録申込受付 (一次審査(仮審査))

電子申請又は申込住宅の所在する区の区役所建築課に申込書のみを持参してください。

二次審査(本審査)に必要な書類の準備

(収入証明書類など)

二次審査(本審査)

申込住宅の所在する区の区役所建築課に必要な書類を持参してください。【指定期間内】

★申込資格のない方や無断で欠席された方は、失格となります。

二次審査の結果、適格者には入居手続きについて説明します。

入居手続きに必要な書類の準備

(請書、敷金、緊急連絡人届など)

入居手続き・入居説明【申込日から原則1～2か月後】

- 1 場 所
入居される住宅の所在する区の区役所建築課
- 2 入居説明
入居後の注意事項などについて、説明します。
- 3 入居手続き
 - (1) 必要書類の提出
 - ① 請書(記載方法などは、入居予定者の方に別途お知らせします。)
 - ② 「緊急連絡人届」
 - ③ 緊急連絡人の住所・氏名が確認できる書類(住民票や公的機関の請求書の写しなど)
 - ④ 市営住宅使用料等口座振替依頼書
 - ⑤ 入居者明細書
 - ⑥ その他
婚姻予定、退職予定など条件付きで申込みをされた方については、婚姻届受理証明書、退職証明書など条件が整ったことを証明できる書類
 - (2) 敷金の納付(当初家賃の3か月分)
 - (3) カギ渡し

入 居【申込日から原則1～2か月後】

カギを受け取られたら、まず、住宅に不具合がないか点検し、速やかに入居してください。

3 申込みの際に必要な書類

●申込書 (37ページ) 【定期公募・常時公募共通】

- ※ 申込書の太枠部分に必要な事項を記入してください。(記入例36ページ)
- ※ 申込書には、住民票の写しや収入証明書類等を添付する必要はありません。

●申込受付票 (別添)

●申込用封筒 (別添)

【定期公募に郵送で申込みをする場合】

※常時公募の場合、郵送による申込みはできません。

- ※ 電子申請をする場合は、上記3つの書類は不要です。

1 持参の場合

受付期間の開庁日午前9時から午後5時までに、申込先へ申込書のみを持参してください。

2 郵送の場合 (定期公募のみ)

申込書、申込受付票 (郵便はがき) を申込用封筒に入れて、郵送してください。

●申込受付票 (郵便はがき)

所定の金額分の切手を必ず貼り、あなたの郵便番号、現住所、氏名をはっきりと記入してください。 (記入例34ページ)

これは、申込書が区役所建築課へ届いたことの確認として返送するものです。
切手を貼っていない場合は、返送できませんので、ご注意ください。

●申込用封筒

所定の金額分の切手を必ず貼り、あて先には、「今回あなたが申込みをする住宅がある区の区役所建築課」の郵便番号、所在地、区名をはっきりと記入してください。 (記入例34ページ)

切手が貼っていない場合は、受付できませんので、ご注意ください。

★ 受付期間の最終日までの消印があり、各募集月の指定の日までに、区役所建築課へ届いたもののみが有効です。期間経過後は受付できません。

投函時間によっては、翌日の消印になり、申込みが無効となりますので、
受付期間の最終日については、特にご注意ください。

申込用封筒、申込受付票(郵便はがき)の記入例

◎定期公募に郵送で申込みをする場合

110円切手(※)を必ず貼ってください。

※ 110円は令和7年4月1日時点の料金です。郵便料金に変更があった場合は、変更後の金額分の切手を必ず貼ってください。

〈申込住宅が東区の住宅の場合〉

所定の金額分の切手を必ず貼ってください。

7328510

85円切手(※)を必ず貼ってください。

※ 85円は令和7年4月1日時点の料金です。郵便料金に変更があった場合は、変更後の金額分の切手を必ず貼ってください。

郵便はがき

所定の金額分の切手を必ず貼ってください。

7300042

あて先	東 区東蟹屋町 丁目9番38号
	東 区役所建築課あて

広島市中区国泰寺町〇丁目〇-〇 〇〇アパート〇〇〇号
広島 一郎 様

★ 下の表により、「今回あなたが申込みをする市営住宅がある区」の「郵便番号」及び「あて先」を正確に記入してください。

今回あなたが申込みをする市営住宅がある区	郵便番号	あて先
中区	〒730-8587	中区国泰寺町一丁目4番21号 中区役所建築課
東区	〒732-8510	東区東蟹屋町9番38号 東区役所建築課
南区	〒734-8522	南区皆実町一丁目5番44号 南区役所建築課
西区	〒733-8530	西区福島町二丁目2番1号 西区役所建築課
安佐南区	〒731-0193	安佐南区古市一丁目33番14号 安佐南区役所建築課
安佐北区	〒731-0292	安佐北区可部四丁目13番13号 安佐北区役所建築課
安芸区	〒736-8501	安芸区船越南三丁目4番36号 安芸区役所建築課
佐伯区	〒731-5195	佐伯区海老園二丁目5番28号 佐伯区役所建築課

差出人	住所	7300042 広島市中区国泰寺町〇丁目〇-〇 〇〇アパート〇〇〇号
	氏名	広島 一郎

申込者の郵便番号、住所、氏名を正確に記入してください。

市営住宅申込書在中(開封厳禁)

応募者番号について（定期公募のみ）

1 応募者番号の意味など

(1) 応募者番号とは

「応募者番号」は、定期公募における通算申込回数を整理するための番号です。入居候補者になるまで、申込者ごとの固有の番号であり、(2)の場合を除き、自分以外の人に譲ることはできません。

ご家族の中であっても、申込者を変更する（例えば、申込者を父から子に変更する）と新たな申込みとなり、変更前の申込者の申込回数は加算されません。

(2) 申込回数を引き継ぐことができる場合

次の場合に限り、申込回数を引き継ぐことができます。申込回数の引き継ぎを希望される方は、申込時に、区役所建築課で必ず手続き（戸籍謄本等を提出していただく必要があります。）をしてください。

- 1 申込者が死亡し、その配偶者が引き継ぐ場合
- 2 離婚した元配偶者から、自分の申込回数を譲る旨の誓約書が提出されている場合
(この場合、当該元配偶者の申込回数は0回となります。)

2 申込書への記入にあたって（記入例36ページ参照）

◎ はじめて申込みをされる方は、番号は記入不要です。新規申込である旨の○印を記入してください。

◎ 申込みが2回目以降の方は、抽選後に発送する「補欠者通知」又は「落選通知」（これらの通知は大事に保管してください。）に記載されている応募者番号を正確に記入してください。

なお、申込者の氏名・生年月日・応募者番号の3つが全て正しく記入されていないと、原則として申込回数を加算することはできませんので、ご注意ください。

3 通算申込回数のクリア等について

抽選によって入居候補者（補欠者が繰上げで入居候補者となる場合も含む。）となった時点で、入居の有無に関わらず、それまでの申込回数は「0回」になります。（次回の申込時には、新規の応募者番号で登録されます。）

〈補欠者通知〉

令和7年度 市営住宅定期公募（5月分）の補欠者の決定について（通知）

あなたは、市営住宅定期公募（5月分）において、次の住宅に申込みをされ、補欠者（第1順位）となりました。

（申込住宅 ○○住宅○○号棟○○号）

つきましては、入居候補者が入居辞退し、又は失格となった場合には、別途二次審査について御連絡します。申込後に住所や勤務先が変わるなど、連絡先に変更があった場合には、必ず下記まで御連絡ください。

また、次回の市営住宅定期公募の受付開始までに市からの連絡がない場合、今回の応募におけるあつせんの対象とならなかったものとして御理解ください。

なお、次回の市営住宅定期公募は、令和7年8月です。

＜参 考＞

今回の抽選でのあなたの持ち玉数	○○
あなたの申込住宅の申込者数	○○
あなたの申込住宅の申込者の持ち玉数合計	○○

★あなたの応募者番号 ○○○○○○○○○○

（次回以降の定期公募の申込みの際には、この番号を申込書にご記入ください。）

なお、あなたの今回までの定期公募の通算申込回数は 1 回です。

【連絡先】 〒730-8587
広島市中区国泰寺町一丁目4番21号
中区役所建築課
電話（082）504-2578

〈落選通知〉

令和7年度 市営住宅定期公募（5月分）の抽選の結果について（通知）

あなたは、市営住宅定期公募（5月分）において、次の住宅に申込みをされましたが、抽選の結果、残念ながら落選となりましたのでお知らせします。

（申込住宅 ○○住宅○○号棟○○号）

なお、次回の市営住宅定期公募は、令和7年8月です。

＜参 考＞

今回の抽選でのあなたの持ち玉数	○○
あなたの申込住宅の申込者数	○○
あなたの申込住宅の申込者の持ち玉数合計	○○

★あなたの応募者番号 ○○○○○○○○○○

（次回以降の定期公募の申込みの際には、この番号を申込書にご記入ください。）

なお、あなたの今回までの定期公募の通算申込回数は 1 回です。

【連絡先】 〒730-8587
広島市中区国泰寺町一丁目4番21号
中区役所建築課
電話（082）504-2578

「応募者番号」及び「通算申込回数」

（あて先）広島市長

申込年月日

令和

年

月

日

私は、入居者募集案内の記載事項を了承のうえ、市営住宅への募集登録を申し込みます。
また、この申込用紙を提出するにあたり、申込資格（募集案内7～10ページ）があることを誓約するとともに、次のことに同意します。

- この申込書及び入居候補者となった場合に提出していただく入居申込申請書の記載内容若しくは申込資格の有無について確認するため、下記申込者本人及び同居予定者について、住民票、所得、課税内容及び犯罪被害等並びに広島県警察本部への暴力団員の有無の照会など、必要に応じて広島市（指定管理者を含む。）が調査すること。
- この申込書の記載内容が事実と異なる場合及び申込資格がないことが判明した場合、失格とされても異議を申し立てないこと。

1. 申込住宅（募集住宅一覧をみて記入してください。）

区分

☐ 家族向け

☐ 単身者向け

☐ 小家族及び単身者向け

☐ 多家族向け

☐ 家族向け（単身者入居可）

住宅名

☐ 公営 ☐ 改良

住宅

市営

アパート

号棟

号

2. 応募者番号（9ケタ）

はじめての申込みの方は、右の「新規申込」枠に○をつけてください。この場合、応募者番号の記入は不要です。（応募者番号の記載に不備等があった場合、原則として申込回数を加算することはできませんのでご注意ください。）

新規申込

3. 申込者本人及び同居予定者

申込者本人

住所

〒-

フリガナ

生年月日

年齢

氏名

☐ 明 ☐ 大 ☐ 昭 ☐ 平 ☐ 令

年 月 日

連絡先

自宅：（ ） —

携帯： —

現在の住宅種類

☐ 賃貸住宅 ☐ 親族等宅 ☐ 市営住宅 ☐ 県営住宅 ☐ 持ち家 ☐ その他

勤務場所

☐ 広島市内 ☐ 広島市外 ☐ 勤務していない

同居予定者（申込者を除き同居しようとする親族）

フリガナ氏名

続柄

生年月日

年齢

☐ 明 ☐ 大 ☐ 昭 ☐ 平 ☐ 令

年 月 日

☐ 明 ☐ 大 ☐ 昭 ☐ 平 ☐ 令

年 月 日

☐ 明 ☐ 大 ☐ 昭 ☐ 平 ☐ 令

年 月 日

☐ 明 ☐ 大 ☐ 昭 ☐ 平 ☐ 令

年 月 日

☐ 明 ☐ 大 ☐ 昭 ☐ 平 ☐ 令

年 月 日

5、6で「心身障害者」「戦傷病者」「原爆被爆者」のいずれかにチェックをつけた方は、下の該当する区分にチェックをつけ、その等級と対象者氏名を記入してください。

心身障害者及び戦傷病者

☐ 身体障害者手帳（ ）級

☐ 障害基礎（厚生）年金（ ）級

☐ 精神障害者保健福祉手帳（ ）級

☐ 療育手帳（ ）

☐ 戦傷病者手帳（ ）症

対象者氏名（ ）

原爆被爆者

☐ 医療特別手当

☐ 特別手当

☐ 原子爆弾小頭症手当

☐ 健康管理手当

特定目的世帯のみ対象

対象者氏名（ ）

4. 条件付きで申込みをされる方は、該当するものにチェック(☑)をつけてください。（募集案内10ページ参照）

☐ 婚姻予定

☐ 持ち家処分（売却等）予定

☐ 離婚調停中

☐ 退職予定（対象者氏名 ）

5. 単身で申込みをされる方は、該当するすべての区分にチェック(☑)をつけてください。（募集案内8ページ参照）

単身申込み資格

☐ 60歳以上 ☐ 心身障害者 ☐ 戦傷病者 ☐ 原爆被爆者 ☐ 引揚者 ☐ DV被害者

☐ 生活保護又は中国残留邦人等支援給付受給者 ☐ ハンセン病療養所入所者 ☐ 犯罪被害者等

6. 特定目的単身者又は特定目的世帯の該当するすべての区分にチェック(☑)をつけてください。（募集案内22、23ページ参照）

※ 該当しない区分にチェックをつけて抽選時の優遇を受けた場合は、失格となりますのでご注意ください。

特定目的単身者（1名で申込みの場合）

☐ 60歳以上 ☐ 心身障害者 ☐ 原爆被爆者 ☐ DV被害者 ☐ 引揚者

☐ ハンセン病療養所入所者 ☐ 犯罪被害者等

特定目的世帯（2名以上で申込みの場合）

☐ 母子又は父子 ☐ 高齢者 ☐ 心身障害者 ☐ 原爆被爆者 ☐ 多子

☐ DV被害者 ☐ 犯罪被害者等 ☐ 引揚者 ☐ ハンセン病療養所入所者

市営住宅の所在地一覧表

《募集住宅の一覧表ではありません。》

市営住宅の所在地は、以下のURL又は二次元コードより確認できます。

<https://www.midori-gr.com/hiroshima-shiei/info/map.html>



令和7年4月1日現在

住 宅 名	所 在 地	住戸数	う ち			建設年度
			車いす 常用者向け	身体障害者 向け	高齢者向け	
ニシハクシマ 西白島アパート	中区西白島町22－4	47				昭和43年
モトマチ 基町アパート	中区基町20－1外	3,341				昭和31～50年
タカラマチ 宝町住宅	中区宝町3－14	33				昭和57年
ヨシジマヒガシ 吉島東住宅	中区吉島東一丁目27－26	95	4			平成元年
ヨシジマニシ 吉島西住宅	中区吉島西三丁目4－25外	75	2			昭和56年
ヨシジマ 吉島住宅	中区吉島新町一丁目22－19外	200	5		30	平成25・27年
カワラマチ 河原町アパート	中区河原町15－16	44				昭和42年
ニシカワグチ 西川口住宅	中区西川口町3－24	12				昭和54年
ニシカワグチミナミ 西川口南住宅	中区西川口町8－10	11				平成8年
フナイリミナミ 舟入南住宅	中区舟入南四丁目1－33	49	1			平成9年
フナイリミナミ 舟入南アパート	中区舟入南四丁目18－7外	30				昭和49年
エバミナトヒガシ 江波みなと東住宅	中区江波東一丁目7－1外	116				昭和58～60年
エバヒガシ 江波東アパート	中区江波東二丁目2－1外	79				昭和46・47年
エバミナトニシ 江波みなと西住宅	中区江波西一丁目18－1外	72	4			昭和58・59年
エバサラヤマヒガシ 江波皿山東住宅	中区江波西一丁目30－1外	43				昭和58～61年
エバサラヤマ 江波皿山住宅	中区江波西二丁目1－1外	76				昭和61・62年
エバオキ 江波沖住宅	中区江波西二丁目14－1外	210	15		32	平成3～5年
エバヤマ 江波山住宅	中区江波南二丁目19－1外	52				昭和54年
エバミドリ 江波緑住宅	中区江波南三丁目14－1外	99				昭和55・56年
エバ 江波アパート	中区江波栄町6－10外	71				昭和39・40年
ヘサカカワネ 戸坂川根住宅	東区戸坂山根一丁目3－1外	195	6			平成3年
ヘサカオオズ 戸坂大須住宅	東区戸坂千足一丁目17－1外	76	5	4		平成元年
ヘサカセンゾク 戸坂千足住宅	東区戸坂千足二丁目9－33	45	2			平成5年
ヘサカサクラガオカ 戸坂桜が丘アパート	東区戸坂桜上町3－1外	285				昭和39～44年
ヘサカナカシマ 戸坂中島住宅	東区戸坂くるめ木一丁目7－1外	74	2			昭和63年
ヘサカトウジョウ 戸坂東浄アパート	東区戸坂新町二丁目47－1外	1,016				昭和44～47年

住 宅 名	所 在 地	住戸数	う ち			建設年度
			車いす 常用户向け	身体障害者 向け	高齢者向け	
ヘサカヒヤクタ 戸坂百田アパート	東区戸坂南一丁目2－1外	346				昭和42～44年
ウンタワセダ 牛田早稲田住宅	東区牛田早稲田四丁目8－1外	140				昭和55年
ワカクサ 若草住宅	東区若草町4－26	203	6			平成13・14年
オナガヒガシ 尾長東住宅	東区尾長東一丁目8－3	20	2			平成7年
オナガ 尾長アパート	東区尾長東一丁目8－4外	124				昭和34～42年
アケボノ 曙住宅	東区曙二丁目6－1	64				平成5年
ヤガ 矢賀住宅	東区矢賀四丁目4－16外	111	5			平成8・10年
オオスガ 大須賀住宅	南区大須賀町20－6	85				平成元年
キョウバシ 京橋住宅	南区京橋町6－19	28			28	平成25年
ダンバラ 段原住宅	南区段原三丁目19－16外	63				平成3・4年
ダンバラミナミ 段原南住宅	南区段原南一丁目24－7外	70				平成元～4年
カスミ 霞住宅	南区霞一丁目5－3外	570	1			昭和53～58年
カスミミナミ 霞南住宅	南区霞一丁目3－73	70	3			平成20年
ダンバラヤマザキ 段原山崎住宅	南区段原山崎三丁目7－14	15				平成18年
ミナミヘイワ 皆実平和住宅	南区皆実町一丁目2－1外	156	3			昭和55～57年
アサヒミナミ 旭南住宅	南区旭三丁目10－17	9				昭和57年
ニホミヤノキ 仁保宮の脇住宅	南区西本浦町9－5外	31	4			平成11年
ニホミヤノキ 仁保宮の脇アパート	南区西本浦町6－11外	50				昭和41年
ホンウラ 本浦住宅	南区本浦町17－6	20	1			平成10年
ウジナボシ 宇品母子住宅	南区宇品東二丁目9－27外	35				昭和42年
ウジナヒガシ 宇品東住宅	南区宇品東三丁目5－9	110				昭和60年
ウジナカンダ 宇品神田住宅	南区宇品神田五丁目1－25外	38				昭和56年
ウジナ 宇品あかつき住宅	南区宇品神田五丁目15－1外	80	2			昭和56年
ウジナ 宇品住宅	南区宇品神田五丁目22－27	28	1			平成2年
ウジナニシ 宇品西住宅	南区宇品西六丁目2－1外	103	2			平成10年
ニノシマ 似島住宅	南区似島町大黃2403	12				平成2年
ヒカリ 光アパート	西区小河内町一丁目7－2外	48				昭和40年
オガワチ 小河内アパート	西区小河内町一丁目19－1外	64				昭和41年

住 宅 名	所 在 地	住戸数	う ち			建設年度
			車いす 常用者向け	身体障害者 向け	高齢者向け	
オガワチ 小河内住宅	西区小河内町一丁目18-2	26				平成6年
ミヤコ 都住宅	西区都町5-1外	339				昭和62年 ～平成5年
つくも住宅	西区福島町一丁目15-1	18				平成13年
フクシマ 福島アパート	西区福島町一丁目21-1外	600				昭和34～47・61・ 63年・平成5年
カンオンシン 観音新アパート	西区観音新町一丁目4-1外	72				昭和41年
カンオンシンボシ 観音新母子住宅	西区観音新町一丁目4-3外	23				昭和42年
カンオンシンマチヒガシ 観音新町東住宅	西区観音新町一丁目30-1外	185	6			平成7年
ミナミカンオン 南観音住宅	西区観音新町二丁目6-25	89	3			平成31年
ミナミカンオンミナミ 南観音南アパート	西区観音新町三丁目9-37外	120	2			昭和58・59年
シンジョウ 新庄アパート	西区新庄町30-1外	130				昭和40・41年
コイ 己斐ふじハイツアパート	西区己斐中三丁目10-5外	319				昭和42・43・ 57年
コウゴキタ 庚午北アパート	西区庚午中一丁目1-15外	95				昭和38～41年
コウゴミナミ 庚午南住宅	西区庚午南二丁目2-1外	417	14			昭和59～63年
コウゴミナミ 庚午南アパート	西区庚午南二丁目32-1外	32				昭和44年
スズガミネ 鈴が峰アパート	西区鈴が峰町42-1外	224				昭和54・55年
スズガミネヒガシ 鈴が峰東アパート	西区鈴が峰町40-1外	240				昭和53年
スズガミネニシ 鈴が峰西アパート	西区鈴が峰町43-1外	212				昭和52年
スズガミネミナミ 鈴が峰南アパート	西区鈴が峰町28-1外	140				昭和54・57年
イノクチ 井口住宅	西区井口三丁目4-1	210	3			平成2年
ヒガシノ 東野住宅	安佐南区東野三丁目10-1	39	2			平成8年
ナカス 中須住宅	安佐南区中須一丁目35-1	45	1			平成3年
ギオンミズコシ 祇園水越住宅	安佐南区祇園二丁目25-1	30	2			平成7年
ギオンテンノツジ 祇園天の辻住宅	安佐南区祇園三丁目29-5	20	1			平成7年
ギオンドウシヨウジ 祇園導正寺住宅	安佐南区祇園三丁目49-16	38	2			平成6年

住 宅 名	所 在 地	住戸数	う ち			建設年度
			車いす 常用者向け	身体障害者 向け	高齢者向け	
ふじランド第一住宅	安佐北区口田南四丁目33-1外	16				昭和44年
ふじランド第二住宅	安佐北区口田南四丁目33-1	6				昭和44年
ミイリ 三入住宅	安佐北区三入一丁目23-1	30	1			平成4年
カベナカノ 可部中野住宅	安佐北区可部六丁目16-15外	30	1			平成7年
カミナカ 上中住宅	安佐北区可部六丁目5-4	52	3			平成11・13年
カベナカシマ 可部中島アパート	安佐北区可部南二丁目7-1外	90				昭和48・51年
アサイムロ 安佐飯室住宅	安佐北区安佐町大字飯室1603-1	24	1			平成4年
ナカスガ 中須賀住宅	安芸区中野五丁目12-43	30	1			昭和63年
フナコシニシコヤ 船越西古谷住宅	安芸区船越一丁目39-1外	61	1			昭和60年
フナコシキタコウジ 船越北鴻治住宅	安芸区船越南三丁目15-1外	54	1			昭和58年
ヤノサイザキ 矢野幸崎住宅	安芸区矢野東二丁目10-1外	28	1			昭和57年
ヤノカンオン 矢野観音住宅	安芸区矢野東二丁目21-17	8				昭和57年
イツカイチコウチ 五日市河内住宅	佐伯区五日市町大字上河内1615-1	24				昭和53年
ヤハタ 八幡住宅	佐伯区八幡三丁目27-32	24				昭和52年
ヤハタニシ 八幡西住宅	佐伯区八幡三丁目24-39	24				昭和51年
センドウ 千同住宅	佐伯区千同一丁目28-7外	100				昭和37～43・61年
ツボイ 坪井住宅	佐伯区坪井一丁目30-3外	104				昭和44～48年
ミナガ 皆賀住宅	佐伯区皆賀一丁目7-76外	80				昭和47・49年
アサヒエン 旭園住宅	佐伯区旭園24-21	12				平成8年
ミノリ 美の里住宅	佐伯区美の里二丁目1-28外	22				昭和48・53年
イシガハラ 石ヶ原住宅	佐伯区湯来町菅沢800-3	10				平成元・5・15年

※「車いす常用者向け住宅」、「身体障害者向け住宅」又は「高齢者向け住宅」に申し込むには、一般住宅の申込資格に加えて、それぞれの住宅についての資格要件を満たす必要があります。詳しくは、9ページをご覧ください。

募集住宅一覧について

募集住宅一覧の中から、申込住宅を1つ選ぶ際、次の点に十分注意してください。

1 申込みができる住宅は、入居人数に応じて、次のとおりです。

入居人数 区 分	1 人	2～3 人	4 人以上
家 族 向 け	×(※)	○	○
小家族及び単身者向け	○	○	×
単 身 者 向 け	○	×	×
多 家 族 向 け	×	×	○

※戸坂東浄アパート、牛田早稲田住宅、似島住宅、鈴が峰アパート、鈴が峰東アパート、鈴が峰西アパートの一部の住宅を、「家族向け（単身者入居可）」として募集します。この住宅は、単身者、家族（2人以上）いずれも申込みができます。

2 募集住宅には、「公営」と「改良」があり、収入基準が異なります。

世帯区分 区 分	一般世帯（11ページ）	裁量階層世帯（12ページ）
公 営	月額収入 158,000円以下	月額収入 214,000円以下
改 良	月額収入 114,000円以下	月額収入 139,000円以下

例 家族向け住宅（公営）の募集住宅一覧

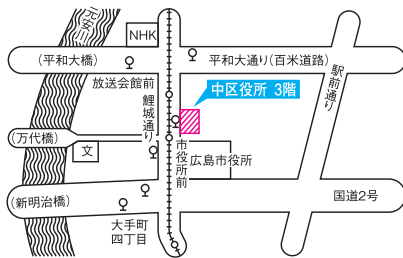
家族向け住宅							公営				
募集住宅 コード	所在区	建設 年度	構造	階	専用 面積 (㎡)	エレ ベーター	間取り	収入及び家賃			
								階建	(政令月収) ～104千円	(政令月収) ～123千円	(政令月収) ～139千円
			住宅名 号館・号室								
108-20-0915	中区	昭和 46	高層耐火 18階建	9	41.9	有	3K(6和・4.5和・3和・3K)	14,300円	16,500円	18,900円	21,100円
基町 第二十アパート915号											
131-02-0301	中区	昭和 58	中層耐火 5階建	3	62.3	無	3DK(6和・6和・6和・6D)	25,500円	29,500円	33,700円	38,000円
江波みなと東住宅 2号棟301号											
14-0412	東区		中層耐火				3DK(6和・				

「募集住宅一覧」は、各募集月の募集住宅一覧の配布開始日から受付期間の最終日まで、広島市役所のホームページにも掲載しています。

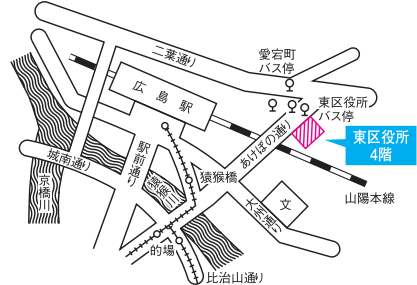
くらし・手続き ➡ 住まい (<https://www.city.hiroshima.lg.jp/living/sumai>) ➡ 市営住宅・店舗 ➡ 入居者募集

お問い合わせ先

中区役所建築課（指定管理者区役所事務所）
☎504-2578 FAX243-0595



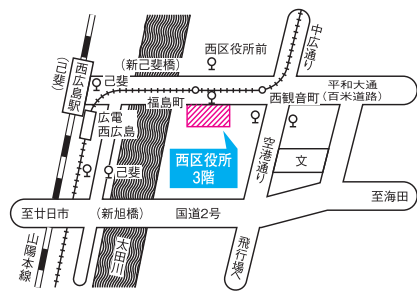
東区役所建築課（指定管理者区役所事務所）
☎568-7744 FAX262-0639



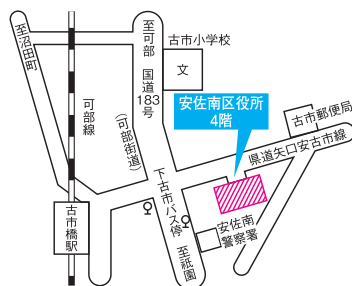
南区役所建築課（指定管理者区役所事務所）
☎250-8959 FAX252-7179



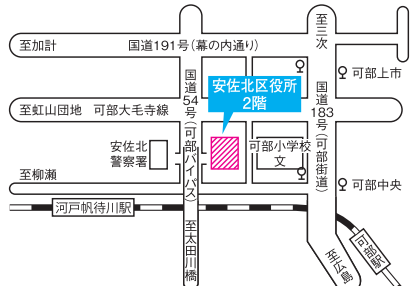
西区役所建築課（指定管理者区役所事務所）
☎532-0949 FAX532-0958



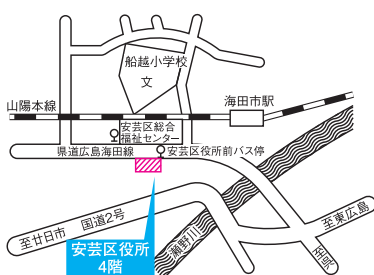
安佐南区役所建築課（指定管理者区役所事務所）
☎831-4954 FAX877-2299



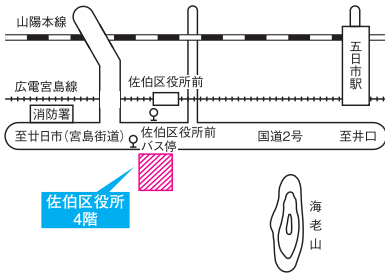
安佐北区役所建築課（指定管理者区役所事務所）
☎819-3937 FAX815-3906



安芸区役所建築課（指定管理者区役所事務所）
☎821-4928 FAX822-8069



佐伯区役所建築課（指定管理者区役所事務所）
☎943-9744 FAX923-5098



《ご相談いただくときのお願い》

申込資格の有無の判定などは、すべての書類を提出していただいて、はじめて確定しますので、それらの書類を確認するまでは最終的な判定はできません。

ご相談の際には口頭や一部の書類だけでご質問いただくことが多いため、後日審査書類を提出されたときに、書類の内容によっては判定が変わり、失格となる場合もあります。

口頭や一部の書類でのご相談の場合は最終的な判定にはならないことを、あらかじめご承知おきください。